

検討スケジュール

回次	開催日	検討事項
第1回	R4. 8. 31	・分収造林事業の現状と課題
第2回	R4. 10. 13	・現地調査（和田山木材市場，分収造林契約地（養父市畑，三谷），日本土地山林(株)所有林）
第3回	R5. 1. 12	・他府県の分収造林事業の状況 ・今後の施業の方向性 ・長期収支予測の算定条件
第4回	R5. 3 月	・事業の実施方針（長期収支・県財政負担）
第5回	R5. 5 月	・組織体制のあり方
第6回	R5. 8 月	・委員会報告書（原案）検討
第7回	R5. 10 月	・委員会報告書の決定

他府県の分収造林事業の状況

1 全国的な動向

林業公社の経営対策及びこれを踏まえた今後の森林整備のあり方を検討するため、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」が平成 21 年 6 月に報告書を取りまとめた。

その中で、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行う必要があり、公社を存続する場合は債務超過の解消に向けた不採算林の整理等を検討し、経営対策に基づく取組を行っても、将来にわたり継続的な経営の見通しが立たない林業公社は廃止すべきとしている。

不採算林の整理や公社廃止にあたっては平成 21 年度から平成 25 年度まで(一部 28 年度まで)の措置である第三セクター等改革推進債(以下「三セク債」という)等の活用が提案されており、平成 22 年度以降に債務整理や県営化した 14 公社のうち 10 公社で三セク債を活用している。

【参考 1】 林業公社の経営対策等に関する検討会報告書（概要）

林業公社の経営対策及び将来の森林整備のあり方

(1) 林業公社の経営状況の情報開示とあり方の検討

- ① 公益法人会計の早期適用、経営や資産債務の状況の議会説明、住民に積極的かつ分かりやすい情報開示を行うべきである。
- ② 外部有識者委員会等で、経営状況等の評価と存廃を含めた抜本的な経営の見直しの検討を行い、県が「林業公社改革プラン」を策定し、確実に実行する必要がある。
- ③ 既往造林地の取扱、将来的な公的森林整備の手法など地域ニーズを踏まえ、林業公社における将来の森林整備のあり方について検討を行うべきである。

(2) 経営対策

- ① 経営検討委員会等における検討も踏まえ、公社及び県においては、自ら実施できる経営対策の更なる取組を積極的に実施する。
- ② 公社及び県が自ら補助、金融、地方財政措置等を最大限に活用して経営改善に主体的な取組が重要であり、国としても、利子負担軽減のための対策等を講じる必要がある。
- ③ 一層の経営合理化努力を前提に、将来にわたり継続的な林業公社経営が行えるよう、事業コストの縮減、収益性の向上に資する支援策の拡充を検討する。
- ④ 継続的な林業公社経営が行えない場合には、公社を廃止することとし、分収造林地の公益的機能が損なわれることのないよう適切に対処すべきである。

【参考 2】 第三セクター等改革推進債の概要（平成 21～25 年度まで（一部 28 年度まで））

対 象：法人の法的整理等を行う場合に必要となる地方公共団体が行っている損失補償に要する経費など

償還年限：10 年以内を基本とするが必要に応じ 10 年を超えることができる。

財源措置：H25 年度までの起債分は支払利息の一部に特別交付税措置がある

2 林業公社の状況

都道府県	公社名	設立年度	解散等
------	-----	------	-----

(1) 公社が分収造林事業を継続実施

ア 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施 (22 団体)

秋田県	(公財)秋田県林業公社	S 41 年度	—	
山形県	(公財)山形県林業公社	S 42 年度	—	
福島県	(公社)ふくしま緑の森づくり公社	S 42 年度	—	
埼玉県	(公社)埼玉県農林公社	S 58 年度	—	
東京都	(公財)東京都農林水産振興財団	S 63 年度	—	
新潟県	(公社)新潟県農林公社	S 47 年度	—	
富山県	(公社)富山県農林水産公社	S 41 年度	—	
石川県	(公財)石川県林業公社	S 41 年度	—	
長野県	(公社)長野県林業公社	S 41 年度	—	事例 1
岐阜県	(公社)岐阜県森林公社	S 41 年度	—	
	(公社)木曾三川水源造成公社	S 43 年度	—	
和歌山県	(一社)わかやま森林と緑の公社	S 42 年度	—	
兵庫県	(公社)ひょうご農林機構	S 36 年度	—	
鳥取県	(公財)鳥取県造林公社	S 41 年度	—	事例 2
島根県	(公社)島根県林業公社	S 40 年度	—	事例 3
	(公社)隠岐島前森林復興公社	H 8 年度	—	
岡山県	(公社)おかやまの森整備公社	S 40 年度	—	
山口県	(公財)やまぐち農林振興公社	S 41 年度	—	
徳島県	(公社)徳島森林づくり推進機構	S 41 年度	—	
高知県	(一社)高知県森林整備公社	S 36 年度	—	
熊本県	(公社)熊本県林業公社	S 35 年度	—	
宮崎県	(一社)宮崎県林業公社	S 42 年度	—	

イ 合併した林業公社が分収造林事業を継続実施 (2 団体)

長崎県	(公社)長崎県林業公社	S 36 年度	
	(社)対馬林業公社	S 34 年度	合併(H22 年度)
鹿児島県	(公社)鹿児島県森林整備公社	S 42 年度	
	(社)屋久島林業開発公社	S 36 年度	合併(H11 年度)

都道府県	公社名	設立年度	解散等
------	-----	------	-----

ウ 債務整理し、林業公社が分収造林事業を継続実施（2団体）

宮城県	(一社)宮城県林業公社	S 41 年度	債務整理(H25 年度)	事例 4
滋賀県	(一社)滋賀県造林公社	S 40 年度	債務整理(H22 年度)	
	(財)びわ湖造林公社	S 48 年度	債務整理(H22 年度) 合併(H23 年度)	

(2) 分収造林事業を県営林化

ア 3セク債を活用して県(府)営林化した後、林業公社が解散（8団体）

青森県	(社)青い森農林振興公社	S 45 年度	債務整理・解散・県営化 (H25 年度)	事例 5
栃木県	(財)栃木県森林整備公社	S 61 年度	債務整理・解散・県営化 (H25 年度)	
神奈川県	(社)かながわ森林づくり公社	S 43 年度	債務整理・解散・県営化 (H22 年度)	事例 6
山梨県	(公財)山梨県林業公社	S 40 年度	債務整理・解散・県営化 (H28 年度)	
愛知県	(一社)愛知県農林公社	S 40 年度	債務整理・解散・県営化 (H27 年度)	
京都府	(一社)京都府森と緑の公社	S 42 年度	債務整理・解散・府営化 (H26 年度)	
奈良県	(公財)奈良県林業基金	S 58 年度	債務整理・解散・県営化 (H28 年度)	
広島県	(一財)広島県農林振興センター	S 40 年度	債務整理・県営化(H25 年度) 解散(H29 年度)	

イ 3セク債を活用せずに県営林化した後、林業公社が解散（3団体）

岩手県	(社)岩手県林業公社	S 39 年度	解散・県営化(H19 年度)
愛媛県	(財)愛媛県造林公社	S 41 年度	解散・県営化(S 55 年度)
大分県	(社)大分県林業公社	S 45 年度	解散・県営化(H19 年度)

ウ 林業公社の分収造林事業部門を県営林化（2団体）

茨城県	(公社)茨城県農林振興公社	S 44 年度	県営化(H22 年度)	事例 7
福井県	(公社)ふくい農林水産支援センター	S 41 年度	県営化(H25 年度)	

(3) 債務整理し、事業を他団体に譲渡した後、林業公社が解散（1団体）

群馬県	(一社)群馬県林業公社	S 41 年度	債務整理・解散・事業譲渡 (H25 年度)	事例 8
-----	-------------	---------	--------------------------	------

(4) 森林整備法人の認定を取消し、募集届出に係る事務の権限を市町村に移譲（1団体）

北海道	(一財)北海道森林整備公社	S 60 年度	—
-----	---------------	---------	---

※1 黄色の網掛けは第三セクター債を活用（10団体）

※2 千葉県・静岡県・三重県・大阪府・香川県・福岡県・佐賀県・沖縄県は林業公社の設置なし

(1) 公社が分収造林事業を継続実施

ア 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施

事例 1 (公社)長野県林業公社

計画・報告名	今後の経営に関する報告書(H25年10月策定)		
森林整備の方向性	林業公社経営専門委員会では、森林整備の方向性は、検討されていないが、令和3年5月策定の「第2次長野県林業公社経営改革プラン」で整備の基本方針が示されている。		
生産目標区分別の森林整備の基本方針(※)			
木材生産の主たる目標	植栽木の現況	搬出	森林整備目標
製材(A材)生産を主たる目標	生育良好で根曲がりが多くなく、獣害がほとんどない。	材価が高いため、多少搬出経費がかかっ	主伐は長伐期とし、保育間伐を適期に実施。過度の搬出間伐で主伐時の本数を減らさない。獣害防除を積極的に実施。
集成材・合板(B材)生産を主たる目標	生育良好でやや根曲がりがあるものの、獣害が少ない。	ても収益がある可能性がある。	主伐は長伐期とするが、適期の搬出間伐を積極的に実施。獣害防除は場合によって実施する。
チップ(C材)生産を主たる目標	生育不良だが成立本数は普通。根曲がり、獣害等がやや多い。	材価が安いいため、搬出良好	保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。材価によっては主伐の前倒しも検討する。
バイオマス利用材(D材)生産を主たる目標	生育不良で成立本数少なく、根曲がり、獣害が多い。(経営不適地)	でなければ収益があがらない。	保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。搬出が容易な団地に限る。
※ それぞれの契約地ごとの樹種や材の販売先との距離等の条件を勘案し、森林整備目標は適宜検討する。			

公社存続検討方法	林業公社経営専門委員会(H25.4~10)により、収支差のほか、特別交付税措置や公庫借入金の金利上昇など不確定要素を考慮した県民負担の視点や、プロパー職員がいる公社の方が、契約者に対して最後まで責任が果たせることから「公社存続」が望ましいとされた。
管理面積等	13,013ha
契約者数	3,391人
債務残高・平均債務	310億円(公庫91億円, 県219億円) 238万円/ha
長期収支予測	<ul style="list-style-type: none"> 公社廃止(県営林化)の場合 ▲167億円 公社存続の場合 ▲160億円 わずかな差となり判断の決定的な要因とはならない

(1) 公社が分収造林事業を継続実施

ア 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施

事例2 (公財)鳥取県造林公社

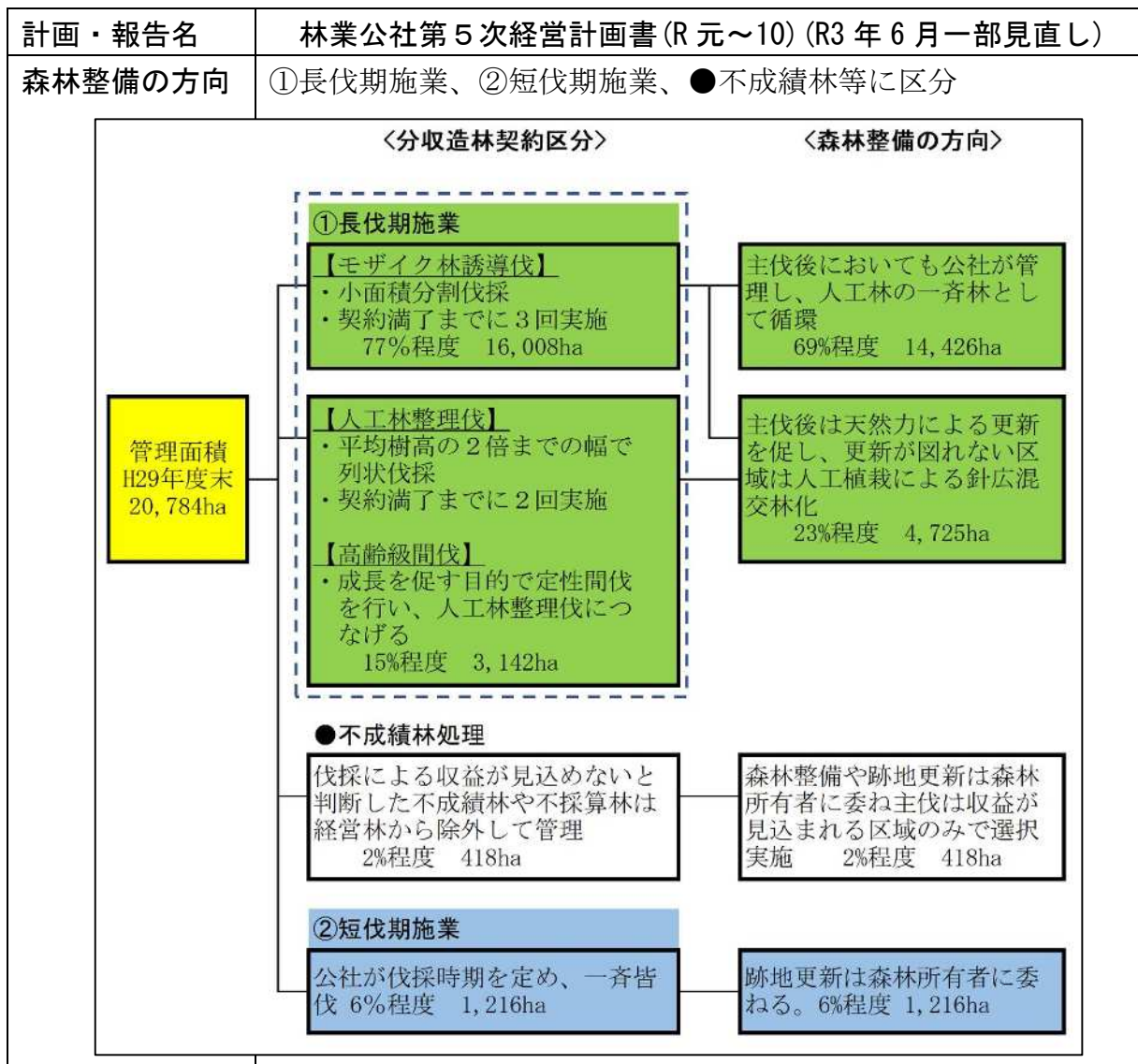
計画・報告名	経営改革プラン H25～R66 (R 元年 8 月改訂)
森林整備の方向性	<p>更新伐の導入による針広混交林化・広葉樹林化を進め、主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止</p> <p>ア 契約上、再造林を行う義務は公社にはなく、本来は土地所有者が行うべきもの</p> <p>イ 土地所有者の自主性に任せては再造林がなされず、森林の公益的機能が適切に発揮されない恐れ</p> <p>ウ 可能な限り経費負担を抑えつつ公益的機能の持続的発揮を担保することとし、更新伐により針広混交林化・広葉樹林化</p>
<p>The diagram illustrates the transition from a mature forest to a mixed forest. It starts with a stand of 60-year-old trees (intermediate thinning stage) consisting of upper canopy trees like spruce and cedar. This leads to a 80-year-old stand where thinning is completed and trees are returned to landowners. The final stage shows a future mixed forest with broadleaf trees invading, indicating a shift from a pure conifer forest to a mixed forest.</p>	

公社存続検討方法	鳥取県造林公社経営検討委員会 (H21. 7～H24. 2) により、公益的機能の維持発展の観点、国による財政支援の活用により県の財政負担が最も少ないことから「公社存続」が望ましいとされた
管理面積等	15, 612ha
契約件数	1, 955 件
債務残高・平均債務	312 億円 (公庫 58 億円, 県 254 億円) 200 万円/ha
長期収支予測	+10 億円
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・長期収支の黒字化、R10 頃に単年度収支の黒字化を目指す ・低コスト林業等により経費を削減し木材販売収入を拡大 ・皆伐に代えて更新伐を導入し、補助金等を積極的に活用 ・分収契約期間の見直し(60 年→80 年)

(1) 公社が分収造林事業を継続実施

ア 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施

事例3 (公社) 島根県林業公社



公社存続検討方法	島根県林業公社長期経営計画検討委員会(H30.7月~H31.1月)において、「主伐事業の推進」「主伐跡地更新の低コスト化」「公的セクターとしての役割発揮」について県に提言。林業公社は、造林地情報に精通し、約7,000人の土地所有とのつながりがあることから、引き続き林業公社が造林地の整備・管理主体となることが最適とされた
管理面積等	20,784ha
契約件数	1,900件(約7,000人)
債務残高・平均債務	539億円(公庫187億円, 県352億円, 市町0.3億円)224万円/ha
長期収支予測	▲202億円

(1) 公社が分収造林事業を継続実施

ウ 債務整理し、林業公社が分収造林事業を継続実施

事例4 (一社)宮城県林業公社

計画・報告名	林業公社改革プラン(H22.8月) 再建計画(H25.6月)
公社存続検討方法	公社等外郭団体経営評価委員会(H21.9~11月)において、このままの状況が続けば、多額の債務が返済不能に陥る可能性が高く、あらゆる手段を用いて経営改革に取り組むよう提言。不採算林の整理や無利子貸付、利子補給等の支援を継続しつつ、「第三セクター等改革推進債」の活用した救済策を検討すべき。
管理面積等	9,331ha
契約件数	1,379件
債務残高・平均債務	168億円(公庫46億円, 県121億円) 180万円/ha
森林整備の方向	—
長期収支予測	▲169億円
債務整理方法	県、公庫を相手とする特定調停※により債務整理 1 県が公庫に45億円の損失補償(3セク債を活用) 2 県が、県貸付金のうち118億円及び損失補償に伴う求償権45億円の計163億円を債権放棄 3 公社は、県追加借入金を含め、30年間で県に11億円を返済

※特定調停：

私的整理の一種で、裁判所の関与のもと、債務者と債権者が返済条件等を調整する民事調停の特例制度、滋賀県造林公社の債務整理においても用いられた。

(2) 分収造林事業を県営林化

ア 3セク債を活用して県（府）営林化した後、林業公社が解散

事例5 (社)青い森農林振興公社

計画・報告名	分収造林のあり方検討委員会最終報告書(H19.3月策定)									
森林整備の方向	<p>「県行造林」を「県民環境林」と改称 皆伐は実施せず長伐期化や択伐による複層林や針広混交林への誘導、立木販売収入などを検討</p> <p>① 長伐期施業の導入 契約者の要望に応じて契約期間を80～90年まで延長可能とし、長期間公益的機能を維持しながら、自然植生の誘導による複層林化や針広混交林化を推進</p> <p>② 新たな分収方式の導入 伐採後の土砂災害発生等の公益的機能の悪化を防ぐため、新たな分収方式を追加し、契約者がこの3種類の分収方式を選択</p>									
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td data-bbox="338 878 657 922">ア 収益分収方式</td> <td data-bbox="663 878 1008 922">イ 立木分収方式</td> <td data-bbox="1015 878 1385 922">ウ 立木買取方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 931 657 1039">⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式</td> <td data-bbox="663 931 1008 1039">⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式</td> <td data-bbox="1015 931 1385 1039">⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての立木を残す方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1048 657 1352"></td> <td data-bbox="663 1048 1008 1352"></td> <td data-bbox="1015 1048 1385 1352"></td> </tr> </table>		ア 収益分収方式	イ 立木分収方式	ウ 立木買取方式	⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式	⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式	⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての立木を残す方式			
ア 収益分収方式	イ 立木分収方式	ウ 立木買取方式								
⇒全ての立木を一斉に売り払い、収益を分収する方式	⇒契約者の持分を立木で残し、県の持分だけ売り払う方式	⇒契約者が県の持分を買い取りし、全ての立木を残す方式								
										

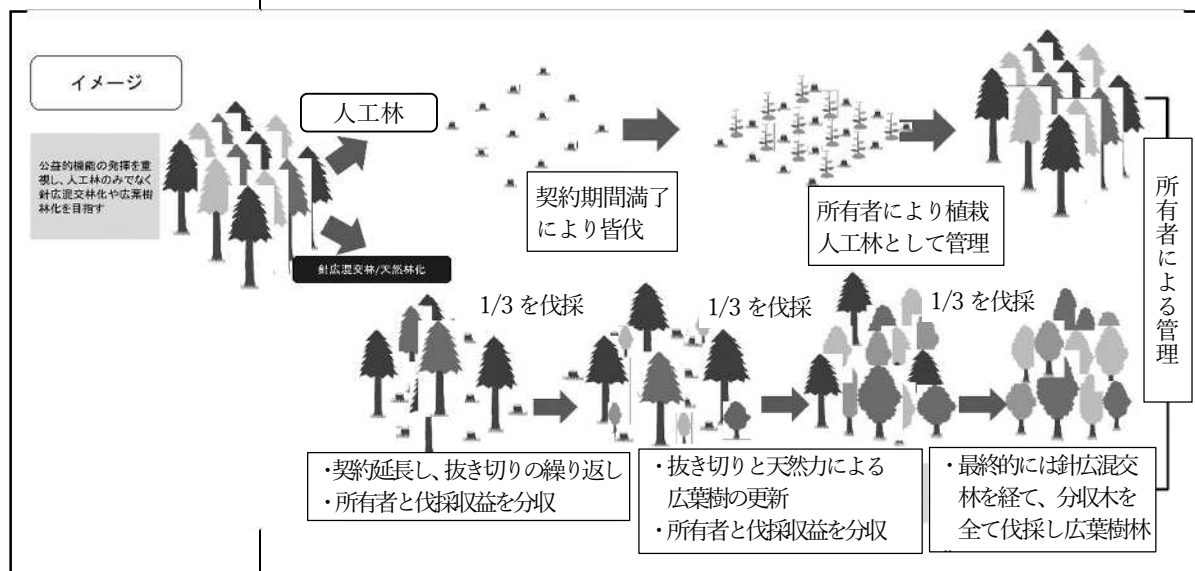
公社廃止検討方法	あり方検討委員会(H17.6～H18.9)により、木材価格の推移が不透明、長期間の経営となることから分収造林は収益事業にはなじまず、県行造林と統合し、債務も県が継承し、県民の財産として維持管理することが妥当との結論となった。
管理面積等 (県営林面積)	10,224ha (約6千ha)
契約件数(者)	1,263件(1,085人)
債務残高・平均債務	409億円(公庫206億円, 県203億円) 400万円/ha
長期収支予測	公社存続の場合 ▲325億円
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> モデルに誘導するために保育の方法やスケジュールを定めた新たな施業基準を策定し、それに基づく「森林処方箋」を作成 森林版指定管理者制度により一定期間、外部に委託

(2) 分収造林事業を県営林化

ア 3セク債を活用して県（府）営林化した後、林業公社が解散

事例6 (財)山梨県林業公社

計画・報告名	林業公社改革プラン(H23.12月策定)
森林整備の方向	管理面積の20%は現在の契約期間で皆伐をし、50%は抜き伐りと契約期間を20年延長しての広葉樹林化、30%は抜き伐りと契約期間を40年に延長して針広混交林化を想定する。



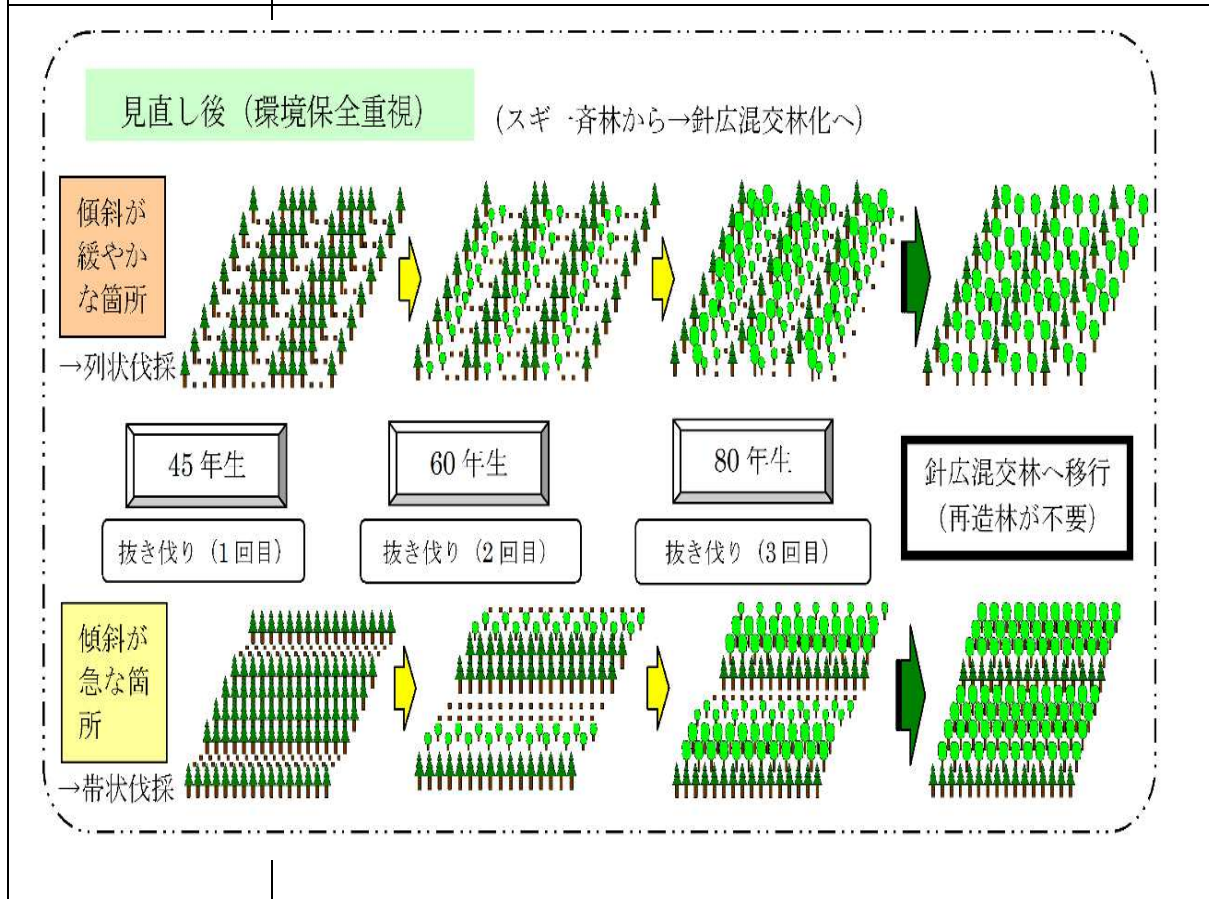
森林整備の手法	将来の森林の形態	伐期	構成比	面積
現在の契約期間で皆伐	人工林 (所有者が再整備)	現在の伐期(50~55年)	20%	1,543ha
1/3程度の抜き伐りを3回	広葉樹林	契約期間を20年延長	50%	3,860ha
1/3程度の抜き伐りを3回	広葉樹林 ・針広混交林	契約期間を40年延長	30%	2,316ha

公社廃止検討方法	平成20年度に実施された包括外部監査における経営改革を求める指摘をはじめ、平成21年3月に設置された外部有識者からなる山梨県出資法人経営検討委員会での存廃を含む検討及び、平成23年度の県議会土木森林環境委員会における審議・調査を踏まえ、平成23年12月に山梨県林業公社改革プランを策定し、抜本的改革に取り組んだ。
管理面積等 (県有林面積)	7,663ha (約15万ha)
契約件数(者)	3,336件(4,875人)
債務残高・平均債務	270億円(公庫60億円, 民間20億円, 県190億円)348万円/ha
長期収支予測	現在の木材価格で試算すると▲約208億円

(2) 分収造林事業を県営林化
 ウ 林業公社の分収造林事業部門を県営林化

事例7 (社)ふくい農林水産支援センター

計画・報告名	あり方検討委員会報告書(H25.2月策定)
森林整備の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・非皆伐とし、原則として、45年、60年、80年に抜き伐りを実施し、広葉樹の侵入を促進 ・針広混交林にして土地所有者に返還(土地所有者による再造林が不要)、残存針葉樹は、返還後にさらなる成長を期待



公社廃止検討方法	あり方検討委員会(H22.9~H25.2)により、県職員が加わり森づくりや分収見直し交渉を行うことで土地所有者の理解や同意取得が進むこと、経営の透明性が低下することは解決可能、既存の県営林と一体的に実施することが適切とのことから県営化を基本とすることが望ましいとした。
管理面積等 (県有林面積)	14,864ha (約2千ha)
契約者数	4,223人
債務残高・平均債務	502億円(公庫117億円, 民間52億円, 県333億円)338万円/ha
長期収支予測	<ul style="list-style-type: none"> ・現行(公社皆伐)の場合 ▲314億円 ・事業廃止の場合 ▲569億円 ・県営化(分収見直し後)の場合 ▲279億円 ・公社存続し経営改善 ▲279億円

(3) 債務整理し、事業を他団体に譲渡した後、林業公社が解散した事例

事例8 (一社)群馬県林業公社

計画・報告名	林業公社対策特別委員会報告 H22.12月
公社廃止検討方法	県議会が設置した特別委員会での審議の結果、林業公社は、事実上破綻をきたし、 <u>多額の負債は返済の見通しがつかない状況</u> にあり、公社改革に <u>150億円にも及ぶ県民負担が発生</u> することを極めて重く受け止め、 <u>県民への説明責任を果たすため、「解散すべきである」との見解が示された。</u>
管理面積等	5,107ha
契約件数(者)	1,492件
負債総額	約161億円
債務整理等	<ul style="list-style-type: none">・土地所有者との分収造林契約の解約を進め、約3千haを解約・群馬県林業公社が解散を決議後、<u>民事再生の適用を申請</u>・群馬県が、3セク債の活用により公庫借入金に損失補償し、県貸付金とともに債権放棄・<u>解約に至らなかった約2千haの分収造林事業は、(一社)群馬県森林・緑整備基金に譲渡し、林業公社は解散</u>

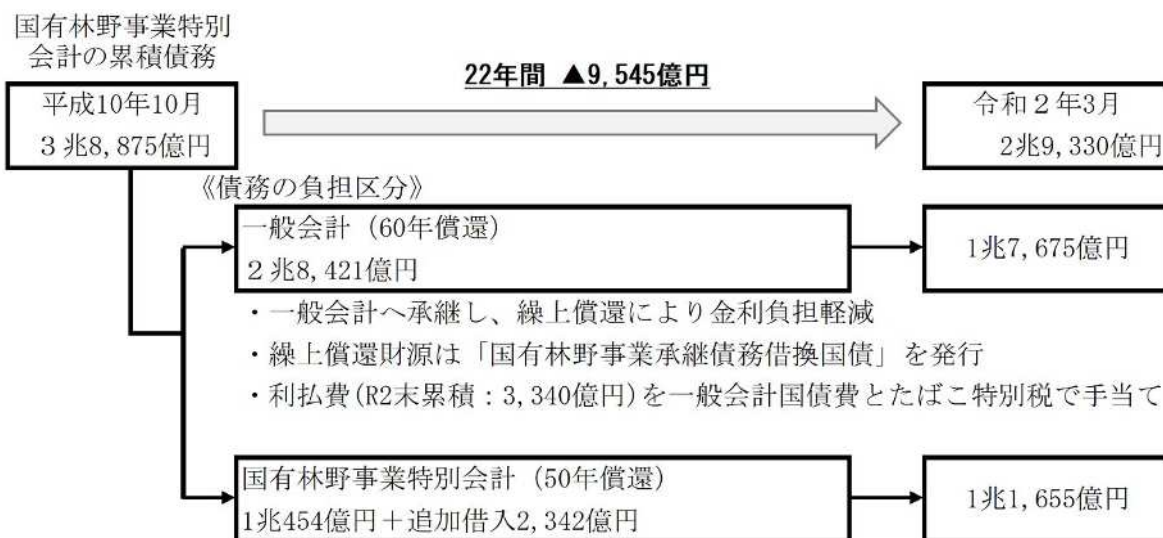
※群馬県では、分収林事業を廃止しようとしたが、解約困難な分収林について、他の団体に譲渡した全国唯一の事例

3 国有林野事業の債務整理

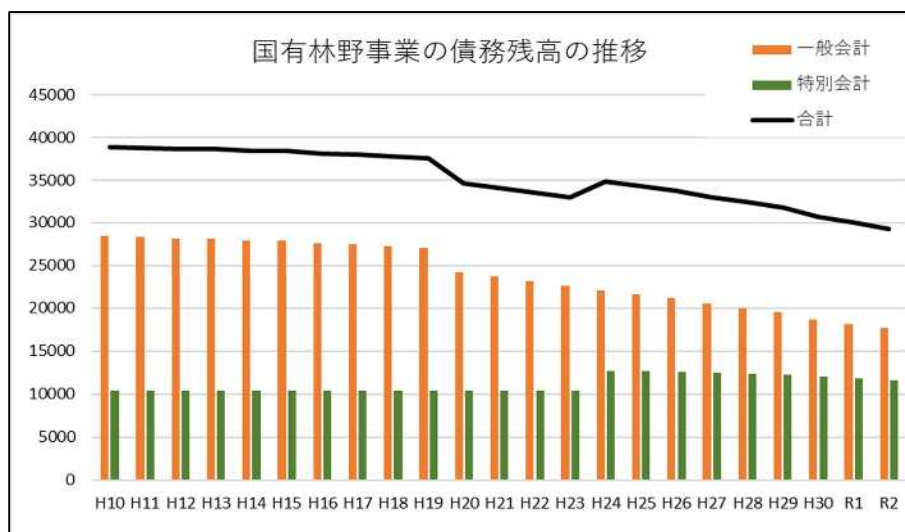
(1) 経緯

- ア 国有林野事業は昭和 22(1947)年から「国有林野事業特別会計法」に基づき、独立採算制で実施
- イ 昭和 50 年代(1970 年代後半)から経営状況の悪化により債務が累増
- ウ 平成 10(1998)年に累積債務が 3.8 兆円に達し、危機的な財務状況に対処するため「国有林野事業の改革のための特別措置法」が成立
- エ 累積債務 3.8 兆円のうち、返済不能債務約 2.8 兆円を一般会計へ承継、返済可能債務約 1 兆円を国有林野事業特別会計へ区分

(2) 一般会計、特別会計での債務整理状況



- ・国有林野事業特別会計で債務を負担
 - ・債務を国民の負担としないため、債務処理を經理する暫定的な特別会計「国有林野事業債務管理特別会計」を平成25年度に設置
 - ・借入金に係る利払費は一般会計(農水省予算)から利子補給
 - ・償還期限を迎えた借入金に対し、林産物収入や民間金融機関借入金で償還
- 〔令和2年度
償還金3,630億円(財政融資資金438億円, 民間金融機関3,192億円)
財源3,630億円(林産物収入等211億円, 民間金融機関借入金3,419億円)〕



4 本県の課題（再造林の実施）

国（林野庁）が下記の事業を通じて、非皆伐、長伐期施業、針広混交林化を誘導するなかで、他府県でも、分収造林契約終了後において土地所有者が再造林をしなくてもよいように、施業のあり方について検討を行ってきた。

本県における施業の課題としては、1巡目（80年間の契約期間）の主伐後に再造林（2巡目）を実施することを条件に、分収割合の変更契約（公社6：所有者4→公社8：所有者2）を進めてきたことにある。

再造林（2巡目）の実施にともない、事業が超長期化（80年間→125年間）することで、事業収支も不透明になるなどの課題も多いことから、再造林（2巡目）の実施の可否も含めて検討していく。

（参考）関係する林野庁事業

林業公社等が分収林契約により整備した人工林において、伐期を迎えるものが急増することになるものの、木材価格の低迷等から契約どおりの伐期で伐採すると跡地の再造林が行われない恐れが高まっていたことなどから、林野庁においては以下の事業を実施してきた。

本県では、経済林を皆伐する方針であることから非皆伐方式には合致しなかったこと、また、平成25年度以前に長伐期施業のための期間延長の契約変更を行っていたこと、さらに、分収比率の割合変更も円滑に進んだことなどからこれら事業は活用していない。

（1）分収林業転換促進事業（平成22年度～）

通常の伐期で契約している分収林等を対象に、短伐期・皆伐方式から非皆伐方式への転換を促進することを目的に実施した。

都道府県協議会が行う、非皆伐施業等の意義や合意形成を図るための説明会の開催、分収林契約者への直接面談、説明に使用する資料等の作成のほか、企業参画を求めるための募集・コーディネート等を実施する場合の経費に対して支援した。

（2）分収林契約適正化事業（平成25年度～）

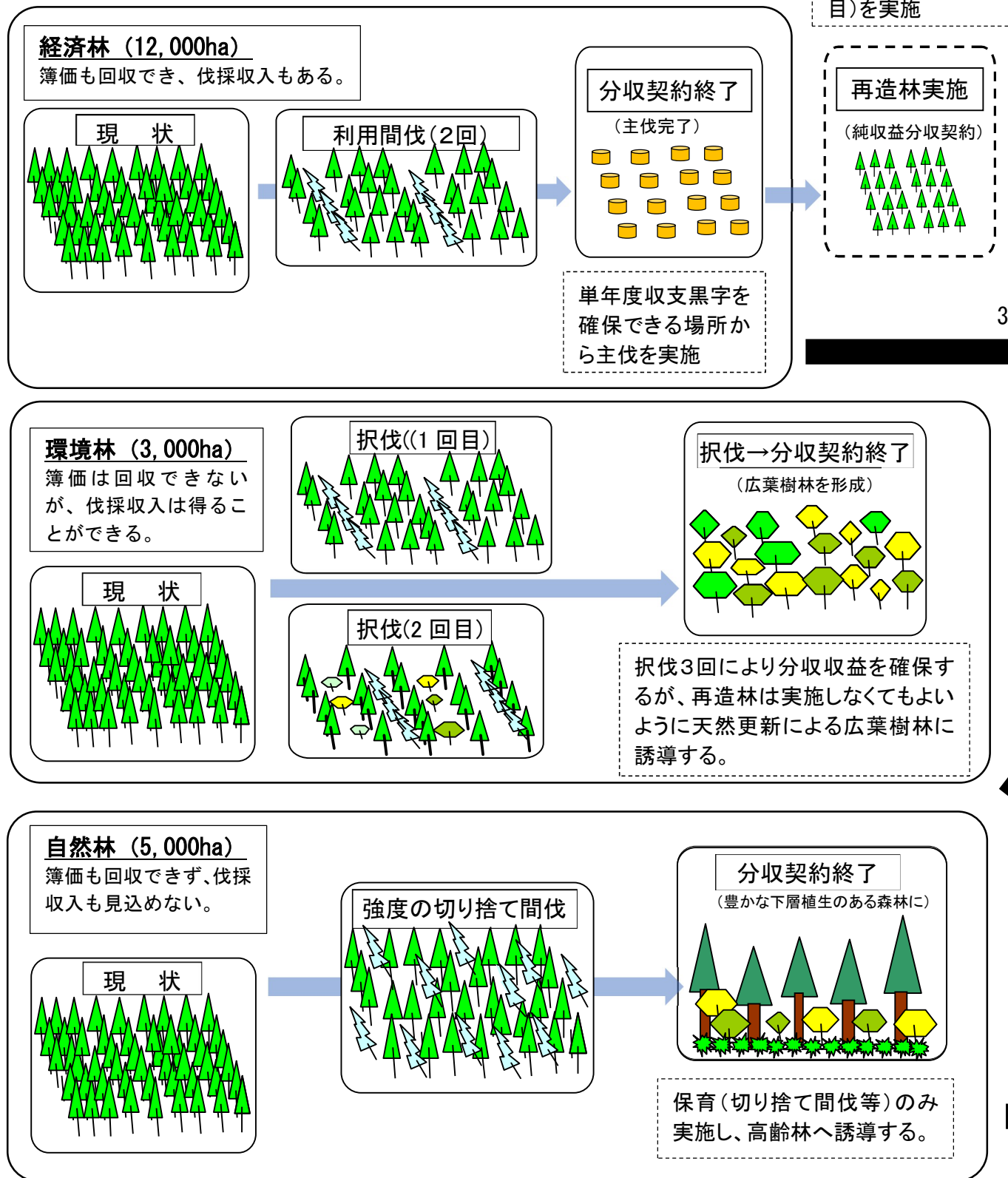
分収林として管理経営する森林については、長伐期施業等により多様な林相への転換を図ることとし、分収益による再造林が見込めない森林については、分収林契約の解除を進め、分収林契約の適正化を図った。

（3）分収林施業転換推進事業（平成30年度～）

分収比率の見直し等により収益性の向上を図るとともに、契約満了後の伐採・更新を円滑に進めていくため、更新費用の軽減に資する針広混交林化への誘導を進め、森林の公益的機能の維持・向上を図る目的で実施した。

分収比率の見直しに向けた合意形成に対する支援や、所在不明者の特定や権利関係の確認作業を実施し、契約変更を促進するなどを支援した。

1 現在の方向性 (H20新行革プランをベース)

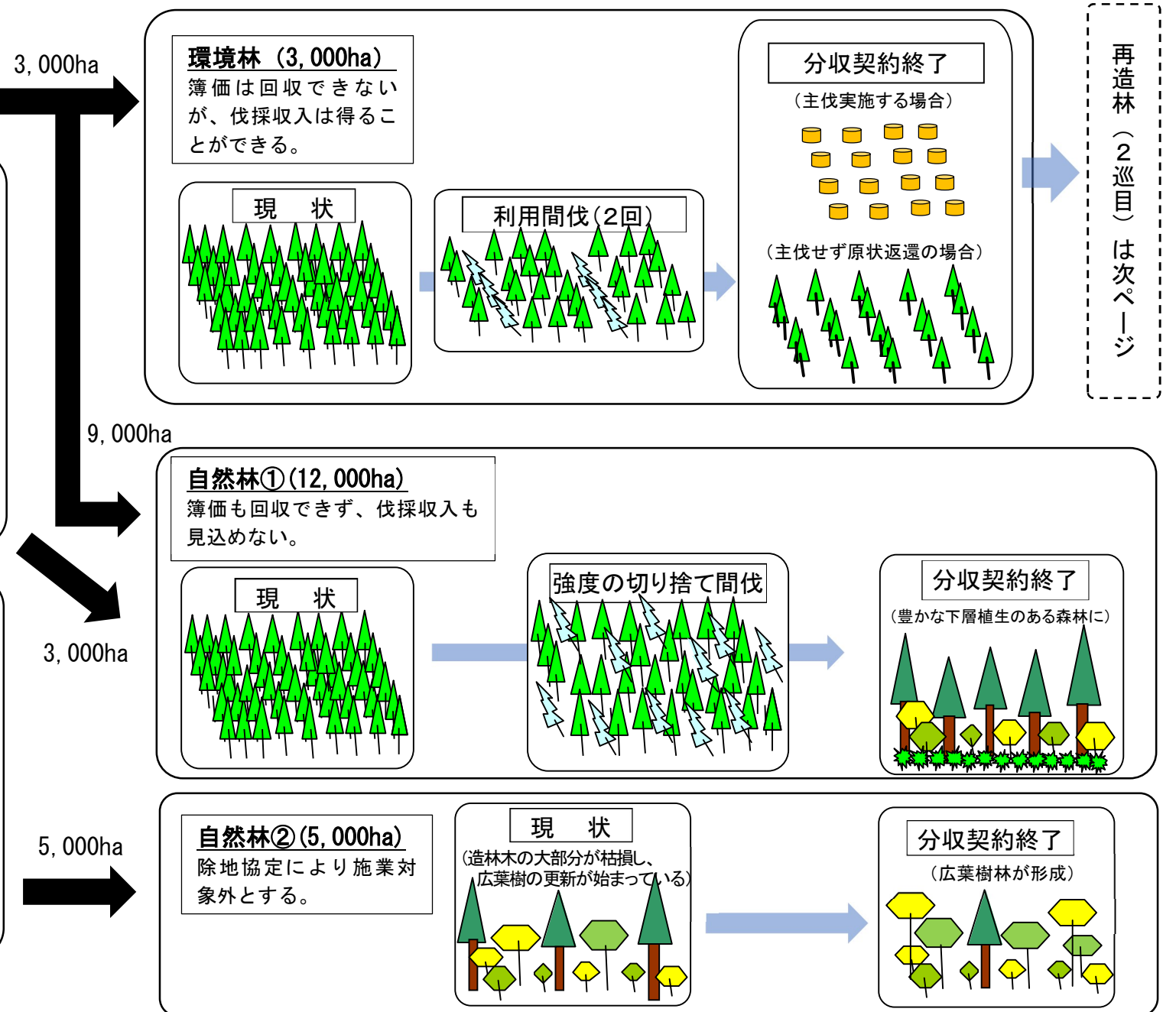


2 見直しの方向性 (案)

新行革プランで位置付けた簿価が回収できる「経済林」は、近年の木材価格や施業コストでは、限りなく少ないと想定される。そのため、事業収支改善に向けて、簿価は回収できないが伐採収益が得られる「環境林」について主伐や再造林を行うかどうかについて検討する。

また、簿価は回収できず、伐採収益も得られない「自然林」のうち、施業が可能な森林は「自然林①」とし、間伐による高齢林化に取り組み、施業も不要な「自然林②」では除地協定により施業対象外とし、契約期間終了後に土地所有者に返還する。

なお、材価や施業コストの変動により、事業収支も変動することから一定期間を目途に施業方法を見直していくこととする。



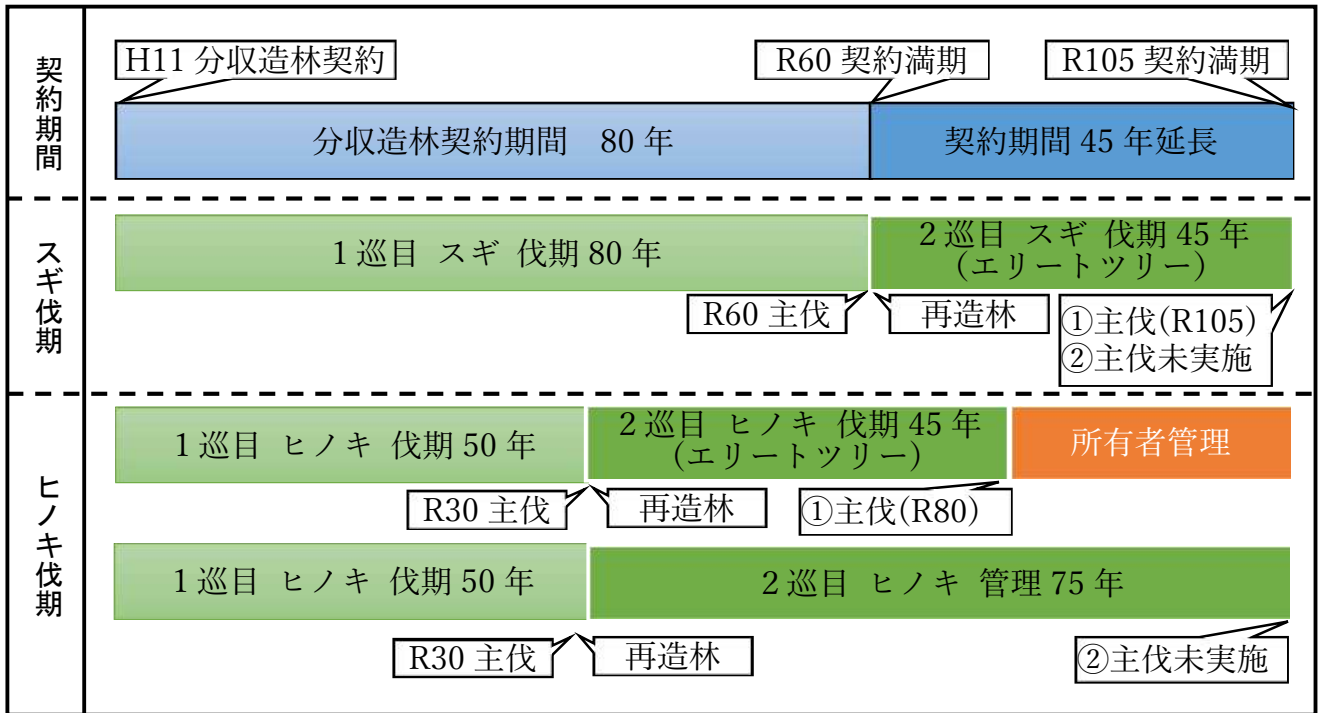
3 再造林（2巡目）のケース分けと課題

区分	施業フロー		事業への影響	収支への影響	
	1巡目（伐期80年）	2巡目（伐期45年）			
環境林（3千ha）	ケース① 2巡目主伐	<p>始期 H11</p> <p>伐期到来</p> <p>主伐</p> <p>分収契約終了</p> <p>終期 R60</p>	<p>始期 R60</p> <p>純収益分収契約</p> <p>再造林</p> <p>保育</p> <p>主伐</p> <p>終期 R105</p>	<ul style="list-style-type: none"> × 2巡目主伐時の分収額が少なく、所有者が3巡目の再造林を実施できない可能性がある。 ○ 期間を除く分収造林契約の変更が不要 × 事業が超長期化する。（事業完了がR60→R105） 	<ul style="list-style-type: none"> × 必要な借入金や利息負担など長期にわたる県支援が必要となる。 × 将来の木材価格が不透明であり収支が悪化する可能性がある。
	ケース② 2巡目主伐なし		<p>終期 R105</p> <p>主伐未実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> × 2巡目の主伐を実施しない分収造林事業への批判がでる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> × 2巡目の主伐を実施しないため、ケース①よりも収支は悪化が予想される。
	ケース③ 1巡目主伐のみ	<p>契約変更</p> <p>伐期到来</p> <p>主伐</p> <p>分収契約終了</p>	<p>天然更新（再造林を実施しない）</p> <p>広葉樹林</p>	<ul style="list-style-type: none"> × 天然更新が進まなかった場合に山林が荒廃する可能性がある × 分収造林契約の変更が必要 × 再造林を実施しない場合、分収割合を6：4に戻すことを求められる可能性がある。 ○ 80年間の現契約期間で事業が終了する。 	<ul style="list-style-type: none"> × 利用間伐などで8：2で既に支払っている分収収益を、過去に遡って6：4に修正して支払い直す可能性がある。
	ケース④ 2巡目県支援		<p>所有者による再造林</p> <p>造林補助金への県上乗せ支援創設</p> <p>所有者による保育、管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 80年間の現契約期間で事業が終了する。 	<ul style="list-style-type: none"> × 県支援制度による県の財政負担が増加する。 × 再造林だけでなく保育への支援が必要となる可能性がある。
	ケース⑤ 1巡目主伐なし	<p>主伐なし</p> <p>分収契約終了</p>	<p>所有者による保育、管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> × 主伐を実施しないことから県内の原木供給が減少する。 ○ 80年間の現契約期間で事業が終了 ○ 分収造林契約の変更が不要 × 主伐を実施しない分収造林事業への批判がある。 	<ul style="list-style-type: none"> × 主伐を実施しないことから公庫資金の一括償還を求められる可能性があり、県による一括償還が必要となる。
自然林①②（17千ha）	<p>主伐なし</p> <p>分収契約終了</p>	<p>所有者による保育、管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> × 既に締結した変更契約（再造林を前提にした分収割合を8:2に変更）への批判がある。 		
事業中止（20千ha）	<p>契約解約</p> <p>現状</p> <p>所有者による保育、管理</p>		<ul style="list-style-type: none"> × 所有者との契約解約ができない場合は引き続き管理が必要（群馬県では4割が解約できなかった） × 所有者の管理次第では森林の荒廃、公益的機能の低下の可能性がある。 × 機構プロパー職員の処遇を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の継続的な財政負担が解消 × 森林資産の回収ができない × 公庫との損失補償契約に基づく遅延損害金及び県による一括償還が必要となる。 	

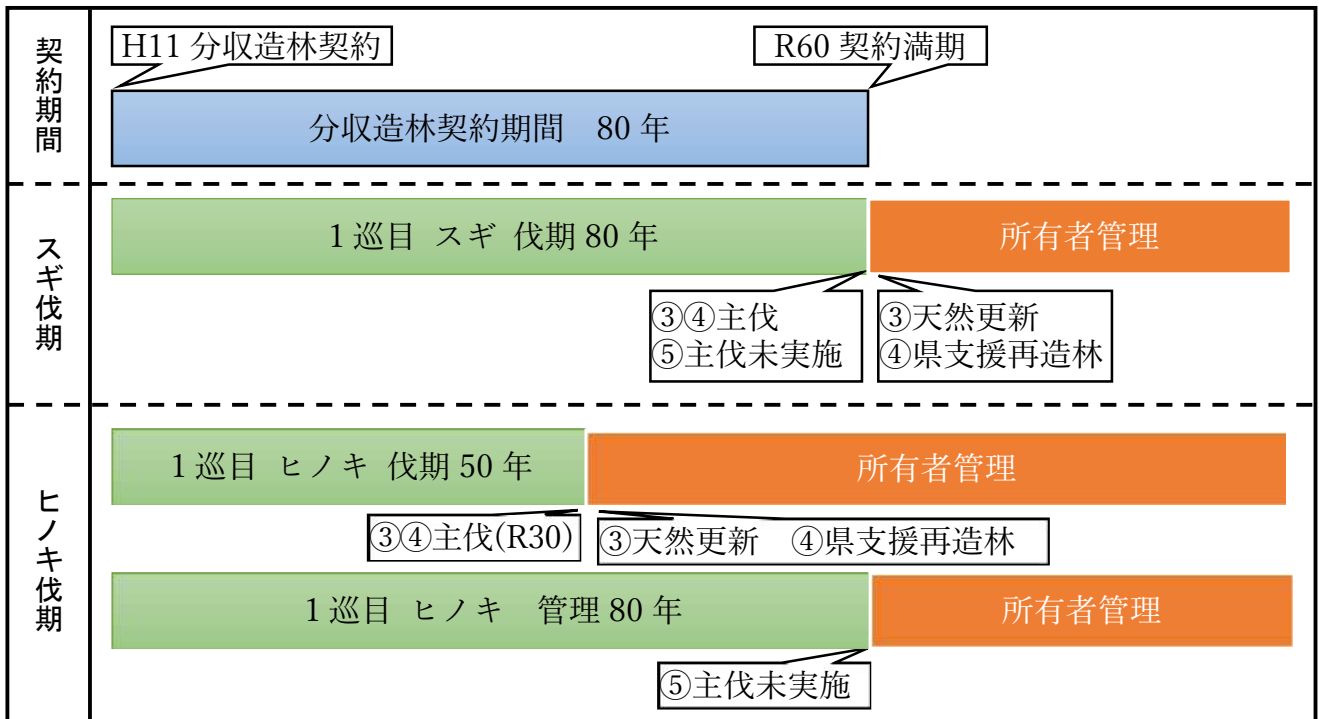
※「収支への影響」欄にある県支援等に係る記述は今後の検討事項

4 契約期間と伐期の関係（最後の分収造林契約である H11 を始期とした場合）

【ケース①②】



【ケース③④⑤】



【伐期の考え方】

ア スギ 1 巡目 80 年伐期, ヒノキ 1 巡目 50 年伐期

契約期間 45~50 年で事業開始し、平成 13 年以降、順次、契約期間を 80 年に変更する際に、スギを 80 年の長伐期施業に、中間収益を得るためにヒノキの一部を 50 年伐期に設定した。

イ スギ・ヒノキ 2 巡目伐期 45 年

県では、成長量が従来の系統と比較して 1.5 倍以上である特定母樹由来の苗木“エリートツリー”の出荷を H15 頃に予定しており、将来的に伐期 45 年への短縮が可能と考えた。

長期収支予測の算定条件【1巡目、2巡目ともに】

条件 1 管理区分の見直し

1 「経済林」の見直し

新行革プランでは台帳上の基礎データで管理区分を作成していたが、この度の見直しにあたっては、近年の施業実績や航空測量データなどを活用し、管理区分に与える影響を検討した。その上で、近年の実績等による木材価格や施業コストを踏まえると、新行革プランで位置づけた“主伐の実施により投入経費（簿価）を回収できる”「経済林」は、限りなく少ないと想定されることから、約2万haの契約地を、“投入経費（簿価）を回収できないが主伐収益が得られる”「環境林」と“伐採経費が伐採収入を上回る”または“伐採収入が得られない”「自然林①②」に区分する。

2 「環境林」1巡目の主伐の検討

環境林の1巡目において、事業収支改善に向けて借入金の償還を図るため、主伐を実施するかどうか検討する。

3 「環境林」面積の絞り込み

既往の利用間伐の実施区域（約2,800ha）を参考に、主伐収益が得られる生育状況や立地条件が整っている「環境林」を3,000haと見込む。

4 「自然林①、②」の考え方

自然林のうち、切捨間伐など保育可能な森林を自然林①とし、豊かな下層植生のある森林をめざす。

造林木の大部分が枯損し、広葉樹の更新が始まっている森林を自然林②とし、保育などの施業は行わず、除地協定により管理面積から除外する。

	環境林 (3,000ha)	自然林① (12,000ha)	自然林② (5,000ha)
地位・ 地利	成長が平均以上かつ 道から50mの範囲内か つ平均斜度30度以内 の管理地	左記以外の管理地	
採算性	伐採収入>伐採経費 伐採収益<投入経費	伐採収入<伐採経費	
施業方法	【主伐・再造林】 or 【保育管理】 経済性を重視し主伐 するか、公益性を重視 し、保育管理に留める かを検討	【保育管理】 切捨間伐のみを実施 し、追加的施業が必要 無い高齢林に転換す る。	【施業除地】 除地協定を締結し、追 加的施業を行わず、契 約満了時に、土地所有 者に返還する。

(参考) H20新行革プラン

	経 済 林 (12,000ha)	環 境 林 (3,000ha)	自 然 林 (5,000ha)
地位・ 地利	生育度：良 搬出距離：600m以内	生育度：中 搬出距離：600m以内	生育度：低 搬出距離：600m超
採算性	伐採収入＞伐採経費 伐採収益＞投入経費	伐採収入＞伐採経費 伐採収益＜投入経費	伐採収入＜伐採経費
施業方法	【主伐・再造林】 皆伐を実施し、再造林により経済性と公益性を併せ持つ針広混交林に転換。	【択伐】 択伐を繰り返し、広葉樹の自然発生を促す（手のかからない広葉樹林に転換）。	【保育管理】 必要最小限の保育のみ実施し、手のかからない高齢林に転換。

条件2 木材価格、施業コストを見直し

木材価格、施業コストについて、近年の実績等を参考に、実勢単価に置き換えて長期収支を算定する。木材価格の変動の影響を評価するため、+2,000円/m³、▲2,000円/m³の場合を合わせて算定する。

【木材価格】

		最終行革プラン※	(円/m ³)	
			実勢 (H19~R3平均)	増減
スギ	主伐	29,600	11,600	▲18,000
ヒノキ	主伐	18,200	18,400	+200

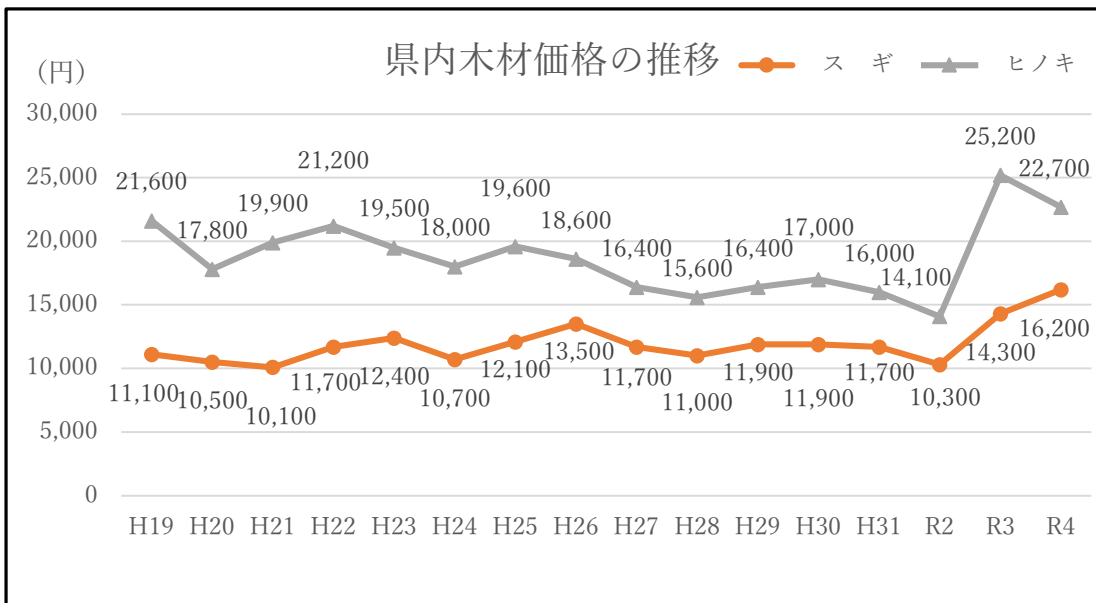
※スギ主伐単価は、取扱が少ない大径材を取引する吉野地域等の単価を採用

【施業コスト】

		最終行革プラン※	(円/m ³)	
			実勢 (H29~R3平均)	増減
	主伐	4,000	8,900	+4,900
	間伐	5,500	10,700	+5,200

※H22森林・林業白書における将来の目標コストを採用

※間伐は、H19からの平均



(参考：ひょうご農林機構における主間伐経費)

	H29	H30	R1	R2	R3
主伐経費※	6,905	8,561	8,215	(実績無し)	10,450

※(伐採・集積費+運搬費+市場手数料+人件費) ÷ 出材量 (枝葉除く) により算出

	H29	H30	R1	R2	R3
間伐経費※	10,676	11,510	10,723	9,748	9,830

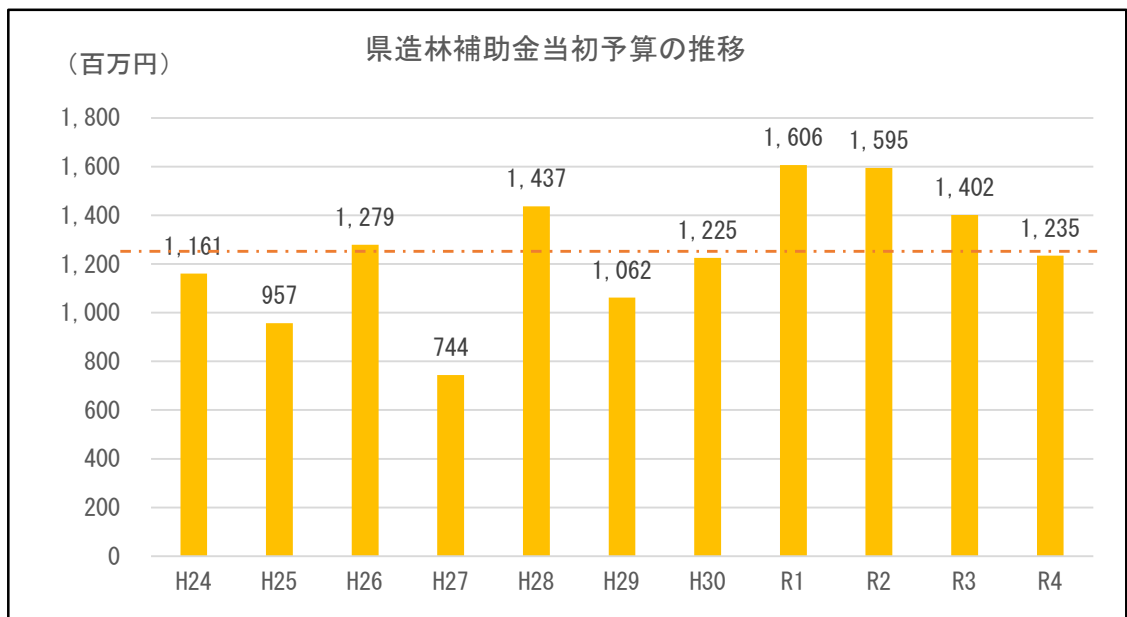
※(伐採・集積費+運搬費+市場手数料+人件費) ÷ 出材量 (枝葉除く) により算出

条件3 造林補助金の安定的な確保

森林を育成し、健全な状態に保つ植栽、間伐等の作業に対して、国と県による補助制度が設けられており、当該造林補助金の必要額が安定的に確保できることを前提として長期収支を算定する。

(造林補助金の概要)

区 分	内 容
主 な 対 象 事 業	1 地ごしらえ・植栽（植付け準備のための林地の整理、苗木の植付けなど） 2 下刈（植栽木を守るための雑草木の刈り払い） 3 除伐（曲がったり、成長が悪い木を除去） 4 間伐（植栽木の中から不良木を抜き伐り） 5 更新伐（複層林の造成や広葉樹林化の促進を目的とした抜き伐りや群状伐採等） 6 獣害防止施設等整備（防護柵の設置等） 7 花粉発生源植替え（伐倒、植栽等）
事 業 主 体	森林組合、市町、公社、森林経営計画策定者等
補 助 率	4/10〔国 3/10・県 1/10〕等 （分収造林事業は実質 85%を補助）
計 画 要 件 等	森林経営計画等
申 請 方 式	事後
事 業 規 模	①1 施行地 0.1ha 以上 ②10m ³ /ha 以上の搬出間伐



条件4 借入資金の安定確保

公庫資金や市中銀行からの借入資金が償還期限を迎えた際には、借り換えを前提とし、毎年度の収支で不足する額についても借入できることを前提として計算する。

今後新たに借り入れる資金（借換含む）については、日銀が令和4年9月に公表した長期プライムレート1.25%を適用して長期収支を算定する。

（日銀公表 長・短期プライムレートの推移）

実施日	短期プライムレート			長期プライムレート
	最頻値	最高値	最低値	
令和元年 7月10日	1.475	1.725	1.475	0.95
令和2年 8月12日	1.475	1.725	1.475	1.00
令和4年 2月10日	1.475	1.725	1.475	1.10
令和4年 6月10日	1.475	1.725	1.475	1.20
令和4年 9月9日	1.475	1.725	1.475	1.25

（日本政策金融公庫の借入状況）

資金名	内 容	借入状況 (百万円)
造林事業資金 (S29～)	<ul style="list-style-type: none"> 主伐等で収入するまでの間、造林事業費の補助残経費に対して行う長期の事業貸付資金 借入利率 年0.10～1.90% 償還期間50年、うち据置期間15年 	1,722
施業転換資金 (H9～19)	<ul style="list-style-type: none"> 長伐期施業等への施業転換を要件とする借換資金（主伐収入が先送りされるため、造林事業資金の元金償還を延長） 借入利率 年1.00～1.95% 償還期間35年、うち据置期間20年 	2,515
利用間伐推進資金 (H20～)	<ul style="list-style-type: none"> 利用間伐事業を実施するための資金及び経営を安定化させるための借換え資金（市中、公庫） 借入利率 年0.08～1.60% 償還期間20年、うち据置期間20年 	23,282
森林整備活性化資金 (H7～) (H13～) (H20～)	<ul style="list-style-type: none"> 上記有利子資金との併せ貸しで利用する無利子資金 県が財政支援を行うこと、森林整備合理化計画や林業経営改善計画の認定を受けた森林であることを条件とする。 借入枠 所要額の2/7 or 1/2 or 3/5 	1,517
合 計		29,036

条件5 県利子補給の継続

日本政策金融公庫及び市中銀行等からの借入が続く限り、県が全額利子補給の継続実施を前提として長期収支を算定する。

(これまでの県利子補給の経緯)

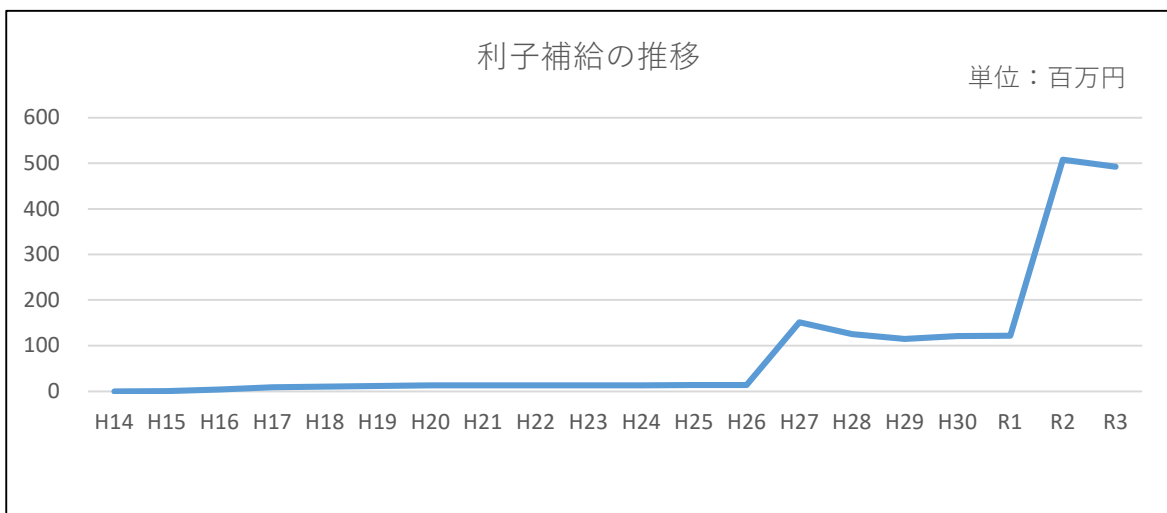
借入先	利子補給期間	利子補給の考え方
日本政策金融公庫	H15～	・ 施業転換資金に対し利子補給 (H13公庫の要件緩和により、低利な資金への借換が可能となった。 借入額の5/7：有利子の施業転換資金 (0.8%) 借入額の2/7：無利子の森林整備活性化資金)
	H24～	・ 利用間伐推進資金に対し利子補給 (利用間伐経費と合わせ、市中・公庫への償還元金の借り換えが可能となった。 借入額の2/5：有利子の利用間伐転換資金 (1.6%) 借入額の3/5：無利子の森林整備活性化資)
	R2～	造林事業資金等、公庫の全借入資金に対し、利子補給
農林中央金庫等	S49～H26	・ 変動金利が2.0% (H7までは3.0%) を超えた分に対して利子補給
三井住友銀行	H27～	・ 県短期無利子貸付金及びオーバーナイト資金解消のため、H27から三井住友銀行から借り入れ ・ 県無利子貸付けを継承し、全額利子補給
R3末までの県利子補給総額		5,161百万円

(最近の県利子補給の推移)

(単位：百万円)

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
-	0	4	9	10	11	13	13	13	13

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
13	13	13	151	125	115	121	122	508	492



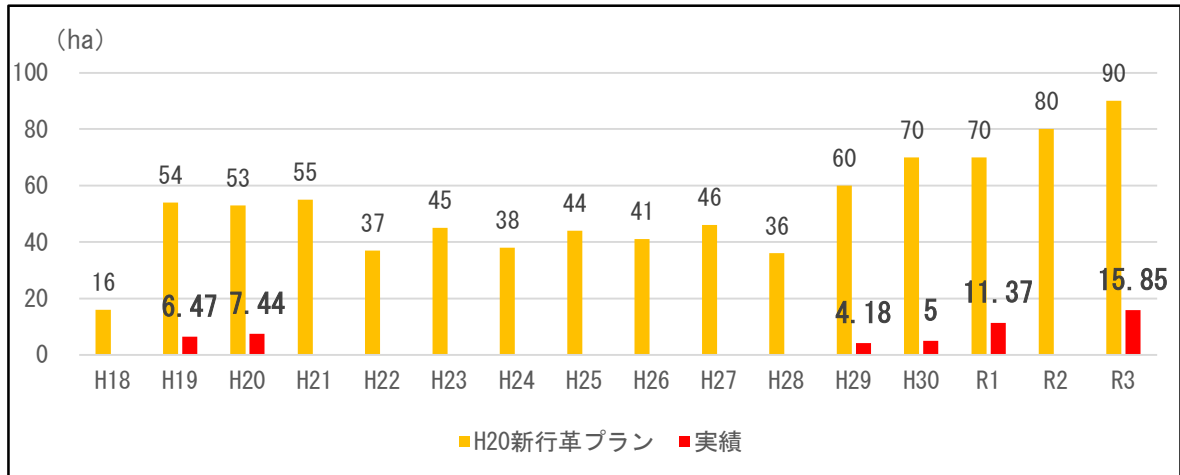
条件6 再造林面積

主伐時に、伐採木を搬出するための作業道を新たに開設することなどで、再造林（植栽）ができない区域が発生する。

その再造林に適さない区域の割合を、過去の再造林実績をもとに算定し、環境林3,000haを伐採した場合に、再造林面積率を84%として、再造林面積を2,500haとする。

【再造林面積：約2,500ha（主伐面積3,000ha×約84%（作業道敷等を除く））】

（主伐面積の計画と実績）



（主伐と再造林面積）

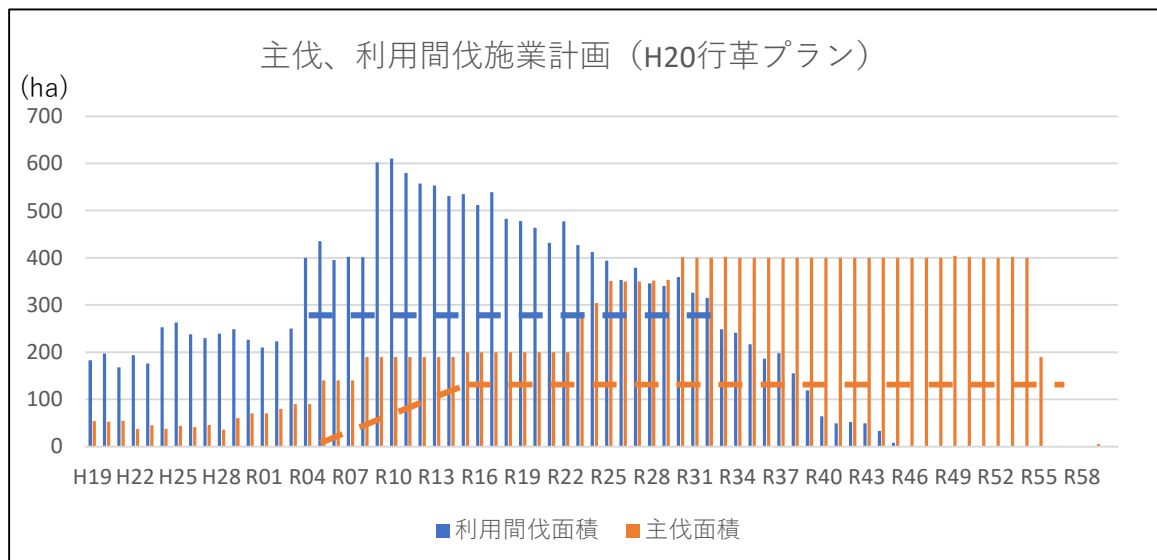
（単位：ha）

	H19	H20	H29	H30	R1	R2	R3
主伐面積	6.47	7.44	4.18	5.00	11.37	-	15.85
再造林面積	6.23	6.83	3.34	4.69	7.82	-	13.33

条件7 年間施業量の平準化


新行革プランでは、令和30～50年頃に、年間400haを主伐する計画となっているが、現状の林業経営体等の労務を勘案した場合、達成困難な計画値と考えられる。

条件1の管理区分の面積見直しと合わせて、主伐や間伐等の年間施業量を平準化し、施業実施可能な数値に見直す。



分収造林の施業方法

年数	森林整備の内容	施業イメージ
1年目	<p>植付け（人工造林） 伐採跡地などに新たな森林を作るために苗木の植付けの作業を行う。 植付けを行う前には必要に応じて伐採した後の枝葉やササ等の整備を行う。</p>	
1年～6年目	<p>下刈り 苗木を植付けた後の数年間は、周りの雑草木の成長が盛んで、植付けた木（植栽木）への日当たりが悪くなり成長が阻害される場合がある。 これらの障害から植栽木を守るために、雑草木を刈り払う作業を行う。</p>	
8年～10年目前後	<p>除伐・つる切り 育成対象となる樹木（林木）の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業。植栽木の枝葉が生長してお互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。</p>	
13年目～15年目	<p>枝打ち 節の無い良質な材を生産するために枝を切り落とすこと。</p>	
1回目：19～21年目前後 2回目：32年～34年目前後	<p>間伐（切捨て間伐：定性間伐） 植栽木の形質や形状に重点を置き、隣接木との密度を調整するため、伐採木を1本ごとに選定し、除伐後、主伐までの間に行われる伐採。</p>	

<p>1回目：45 年目前後 2回目：60 年目前後</p>	<p>間伐（利用間伐：定量間伐） 切捨て間伐と同じ目的で行われる密度を調整する伐採であるが、伐採木を森林から搬出し利用する間伐で、近年では、列状間伐（利用間伐：定量間伐）が主流となっており、斜面の上下に沿って列状（筋状）に間伐する。</p>	
<p>80年目</p>	<p>主伐（皆伐） 建築材等に利用できる時期に達した植栽木を全て伐採・収穫する。</p>	
<p>—</p>	<p>択伐（帯状、抜き切り） 択伐とは、植栽木を数回に分けて伐採（林分の概ね30%で部分的に伐採）する方法。 帯状とは、植栽木全てを伐採するのではなく、部分的に帯状（植栽木の高さの2倍程度、40m～60m）に伐採を行い、伐採後は、広葉樹などを植栽し、針広混交林へ転換する際に行われる伐採方法。 抜き切りとは、植栽年度が複数ある森林において、下層の植栽木の成長環境を確保するため、上層の植栽木を抜き切りする方法</p>	
<p>—</p>	<p>作業道 伐採木の搬出や、造林用資材や労務の搬入など作業のために作られた簡易な道路</p>	

分収造林契約内容

1 分収造林契約 ※次頁、①分収造林契約書（抜粋）を参照

(1) 主伐の実施

第6条において、造林木の伐採の時期および処分の方法については農林機構が決定するとなっており、契約上、主伐するか、しないかはひょうご農林機構が決定すればよいが、主伐しない分収造林制度の是非については議論の余地がある。

(2) 再造林の実施

第13条の割合を変更（当初、機構60%：所有者40%→変更後、機構80%：所有者20%）した際に、再造林を実施する第16条2項を追加していることから、所有者の依頼があれば、主伐後は再造林を実施する必要があると考えられる。

2 純収益分収契約（2巡目） ※次頁、②純収益分収造林契約書（抜粋）を参照

(1) 地上権の期間

2巡目の再造林する際には、②純収益分収造林契約書により改めて契約を締結している。地上権については、現時点で①分収造林契約（以下、「旧契約」という。）の契約期間80年を経過していないため、第2条において、その終期は旧契約と同じ期間としており、第6条において旧契約の地上権を継続としている。

なお、旧契約期間（80年間）終了後の②純収益分収造林契約においては、改めて地上権設定の登記が必要となる。

(2) 純収益分収の割合

第15条において、純収益の分収割合は主伐前に所有者とひょうご農林機構が協議をして決定するとなっており現時点で明確にはなっていない。

よって、2巡目の主伐のほか利用間伐等で分収益が発生するたびに割合を協議することになる。

(3) 再造林の実施

第12条において、再造林を必要とする場合は、所有者とひょうご農林機構が協議のうえ決定するものとしており、契約上、ひょうご農林機構が再造林を必ず実施するという規定ではないが、所有者が再造林を実施できるかが懸念される。

(4) 契約終了後の土地返還

第22条において契約終了や解約となった場合、ひょうご農林機構は土地を原状のまま所有者に返還するとなっている

	①分収造林契約書(抜粋) ※変更契約含む(ゴシック体で表記)	②純収益分収造林契約書(抜粋) ※2巡目の契約
地上権の設定	<p>第1条 乙は、その所有する次の土地(以下「造林地」という。)について甲のために無償で造林を目的とする地上権を設定する。</p> <p>(1) ○○○※所在地 登記面積 ○○㎡ 地 目 ○○ 実測面積 ○○ha (内前生樹存置地○○㎡)</p>	<p>第1条 乙は、その所有にかかる次の土地(以下「造林地」という。)を、甲が樹木(以下「造林木」という。)の植栽及び、伐採収穫による収益の用に供する目的のために、甲の地上権を設定する。</p> <p>[土地の表示] ○○○※同左 登記面積 ○○㎡※同左 地 目 ○○※同左 実測面積 ○○ha</p>
地上権の存続期間	<p>第2条 前条の地上権の存続期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの○箇年とする。</p> <p>ただし、この期間中において造林地の全部又は一部について解除された場合には、これにともなってその解除にかかる造林地の地上権も消滅するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらずこの契約の目的達成上特に必要があると認める場合には、甲は造林地の全部又は一部について、その地上権の期間を延長することができる。</p>	<p>第2条 この契約による地上権の存続期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。</p> <p>※同左</p> <p>ただし、造林木の育成が伐採収穫をなすに至らなかった場合等、第1条の目的の達成上、特に必要があると認める場合は、甲乙の協議により造林地の全部または一部について存続期間を延長することができる。</p>
登記(地上権の使用)	<p>第3条 地上権設定の登記は、甲において、地上権の抹消登記は、乙または乙の申し出により甲において行うものとする。</p> <p>2 乙は、甲の行う地上権設定の登記に協力するものとする。</p>	<p>第6条 甲は、造林地について<u>甲乙間の昭和○年○月○日付、分収造林契約(以下、「旧契約」という。)により設定された地上権(同契約は、平成○年○月○日付一部変更契約書に基づき一部解約されたが、地上権については除外しており、一部解約後も地上権は、存続している。)に基づいて造林地を使用する。</u></p> <p>2～4 (略)</p>

伐採および処分の方法	第 6 条 <u>造林地の管理および施業方法ならびに、造林木の伐採の時期および処分の方法については甲が決定する。</u>	第 16 条 <u>造林木の主伐時期及び処分方法は、甲が決定する。</u> 2～3 (略)
収益の分収	第 13 条 この契約の造林に係る収益は、 <u>甲 80%、乙 20%</u> とし収入の <u>つど分収する</u> 。ただし、甲において必要と認めるときは材積をもって分収することができるものとする。また、 <u>社会条件等の著しい変化により、甲乙協議することができるものとする。</u> 2～5 (略)	第 15 条 甲はこの契約について、造林木から純収益（販売収入等から植栽、保育、管理等に要する経費、及び伐採搬出等販売に要する経費を控除したもの）を得た場合は、 <u>純収益を上限として乙に純収益の全部又は一部を分収するものとする。</u> ただし、造林木による <u>純収益の分収割合は、造林木の主伐期の木材価格や労務単価等の動きが不明なことから、造林木の主伐期前において、甲乙協議のうえ決定するものとする。</u> なお、乙は、甲が植栽、保育、管理等に要する経費を使用することに対して異議を申し立てないものとする。
再造林の協議	第 16 条 火災その他甲乙の責に帰し得ない事由により再造林（前条第 2 項の再造林を除く※）を必要とする場合には、 <u>甲乙協議のうえ決定する。</u> ※森林保険等により保険金が支払われた場合は、甲は再造林の費用に充てる 2 <u>本契約により造林木を伐採した場合、乙の依頼があれば甲乙協議に基づき跡地の再造林を実施する。</u>	第 12 条 <u>再造林を必要とする場合には、甲乙協議のうえ決定する。</u>

<p>解約</p>	<p>第 22 条 甲は次の各号の 1 に該当する場合には、契約の全部または一部を解約し、または変更することができる。</p> <p>(1) 造林地を公用または公益の用に供する必要を生じたとき。</p> <p>(2) 災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。</p> <p>(3) <u>第 16 条の協議がととのわなかったとき。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第 20 条 甲、乙は、次に掲げる事項に該当する場合は、造林地の全部または一部についてこの契約を解約することができる。</p> <p>(1) 造林地を公用または公益の用に供するとき。</p> <p>(2) <u>災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>土地の返還</p>	<p>第 24 条 甲は、地上権が消滅した場合または<u>第 22 条の規定による解約のときは、土地を原状に復することなく乙に返還するものとする。</u>この場合において乙は異議を申し立てないものとする。</p>	<p>第 22 条 本契約が終了した場合または第 20 条の規定により解約したときは、甲は、<u>造林地を原状に復することなく乙に返還するものとする。</u>この場合において乙は異議を申し立てないものとする。</p>

箇所番号	
契約年度	

分 収 造 林 契 約 書

分収造林契約書

社団法人兵庫県森と緑の公社（以下「甲」という。）と土地所有者
（以下「乙」という。）は、
分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）に基づき収益の分収を目的として次のと
おり分収造林契約を締結する。

（地上権の設定）

第 1 条 乙は、その所有する次の土地（以下「造林地」という。）について甲のために無償で
造林を目的とする地上権を設定する。

(1) 市 郡 町 字 番
登記面積 地目
実測面積 (内前生樹存置地)

（地上権の存続期間）

第 2 条 前条の地上権の存続期間は、平成 年 月 日から平成 年
月 日までの 箇年とする。ただし、この期間中において造林地の全部又は一
部について解除された場合には、これにもなってその解除にかかる造林地の地上権も消滅す
るものとする。

2 前項の規定にかかわらずこの契約の目的達成上特に必要があると認める場合には、甲は造林
地の全部又は一部について、その地上権の期間を延長することができる。

（登 記）

第 3 条 地上権設定の登記は、甲において、地上権の抹消登記は、乙または乙の申し出により
甲において行なうものとする。

2 乙は、甲の行なう地上権設定の登記に協力するものとする。

（植栽する樹種等）

第 4 条 甲がこの契約にもとづいて造林地内において行なう植栽の樹種（以下「造林木」とい
う。）は となる。ただし、甲は、施業の必要により造林木の種類を
変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、天然下種更新を適当と認めるときは、天然下種更新による
ことができる。

3 前項の天然下種更新によって生育させる樹木は、これを造林木とみなす。

（植栽の時期）

第 5 条 造林木の植栽の時期は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までと
する。ただし、甲の都合により期間を延長することができるものとする。

（伐採および処分の方法）

第 6 条 造林地の管理および施業方法ならびに、造林木の伐採の時期および処分の方法につい
ては甲が決定する。

（前生樹等の処置）

第 7 条 乙は、この契約の締結当時造林地に現存する樹木を、甲の指示する期間内に除去する
ものとする。ただし、乙が特にその所有として存置することを甲に申し出て、甲の承認を得た
ものについてはこの限りでない。

2 前項の期間内に乙が除去しなかった樹木は、前項ただし書のを除き甲においてこれを除去しても、または造林木とともに生育させても乙は異議を申し立てないものとする。

3 前項の規定により甲が造林木とともに生育させる樹木および契約締結後自然に生じた樹木で造林木とともに生育させるものは造林木とみなす。

(費用の負担)

第 8 条 甲は、この契約において別に定めるもののほか、次の経費を負担するものとする。

- (1) 植栽および保育を行なうに要する費用。
- (2) 新植後 5 年以内に再造林を行なうときはこれに要する費用。
- (3) 有害鳥獣および病虫害の防除に要する費用。
- (4) 境界標および防火線の設定に要する費用。
- (5) 造林地の管理のため簡易な道路開設および修理に要する費用。
- (6) 造林地の巡視に要する費用。
- (7) 植栽後 5 年間の森林国営保険及び森林災害共済の保険料。

2 造林地に対して林道その他の公共施設の設置による受益者負担金が課せられ、甲乙双方においてこれを適当と認めた場合には、当該負担金のうち土地の面積に対して課せられた金額は、乙がこれを負担し、造林木の蓄積に対して課せられた金額は、甲と乙とが収益の分収の割合によってこれを負担するものとする。

3 乙は、この契約において別に定めるもののほか土地の公租公課を負担するものとする。

(乙の義務)

第 9 条 乙は、次の管理等の業務について甲に協力するものとする。

- (1) 火災の予防および消火に関すること。
- (2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防および排除に関すること。
- (3) 有害鳥獣および病虫害の駆除ならびにまん延の防止に関すること。
- (4) 境界標その他標識の保全に関すること。
- (5) 防火線、巡視道および林道の破損防止ならびに小破修理に関すること。
- (6) 造林、保育のため事業に必要な労務の調達に関すること。

2 乙は、造林地または造林木について、前項第 1 号から第 5 号までの被害が発生したとき、またはそのおそれのあるときは、ただちに、甲に報告しなければならない。

3 乙が第 1 項または前項の義務を怠ったため造林地の管理に要する費用が著しく増加したときは、甲は当該増加額を乙に請求することができるものとする。ただし、乙においてその額に異議のあるときは、兵庫県知事に申し出てそのあっせんを受けるものとする。

(補助金等の申請および取得)

第 10 条 造林事業に対する補助金奨励金等は、甲が自己の名義により申請して交付を受けるものとする。

(落葉落枝の採取)

第 11 条 乙は、造林木の生育に支障のない限り、甲の承認を受けて、下草、落葉落枝の類を無償で採取することができるものとする。

(形質の変更、土石の採取)

第 12 条 事業実施の必要上甲において造林地の形質を変更することがあっても、乙は異議を申し立てないものとする。

2 乙は、造林地内において、土石の採取等造林地の形質を変更する行為を行なうときは、甲の承認を受けなければならない。

(収益の分収)

第 13 条 この契約の造林に係る収益は、甲60%、乙40%とし収入のつど分収する。ただし、甲において必要と認めるときは、材積をもって分収することができるものとする。

2 前項の収益とは、造林木の売払代金、ならびに造林地の地上権および造林木に関し第3者から受けた賠償金その他の取得金（森林国営保険金及び森林災害共済金を除く。）から次の各号の経費を差引いた金額とする。

(1) 造林木の売払代金については、材積調査および売払に要した経費（伐採、加工、運搬等を行なったときは、これに要した経費を含む。）

(2) 賠償金その他の取得金については、その請求に要した経費。

3 第1項ただし書により材積をもって分収するときは、分収する材積から材積調査および分収に要した経費ならびに伐採、加工、運搬等を行なったときは、これらに要した経費を時価によって材積に換算した材積を差引いた材積を収益とみなし分収するものとする。

4 乙が第9条の義務を履行しないとき甲は、同条第3項の増加額（利子を含む。）を乙の分収分から控除するものとする。

5 収益の確定および配分は、甲が行なうものとする。

(造林木の共有)

第 14 条 造林木は、甲乙の共有とし、その持分の割合は、前条の収益分収の割合に等しいものとする。ただし、第7条ただし書の樹木は、乙の所有とする。

(森林国営保険及び森林災害共済)

第 15 条 造林木の森林国営保険及び森林災害共済(以下「保険」という。)の加入については、次の各号によるものとする。

(1) 植栽後5年間は、造林木に対し甲が甲を保険金受取人とする保険に加入するものとする。

(2) 植栽後6年以後の5年間は、甲は甲の持分について甲を保険金受取人とする保険に加入し、乙は必要に応じ保険に加入することができる。

(3) 植栽後11年以後は、甲は事業上必要がある場合保険を付することができるものとし、乙は必要に応じ保険に加入することができる。

2 前項第1号により加入した造林木がり災し保険金が支払われた場合は、甲の収益とし、甲は被災地の再造林の費用に充てるものとする。

(再造林の協議)

第 16 条 火災その他甲乙の責に帰し得ない事由により再造林（前条第2項の再造林を除く。）を必要とする場合には、甲乙協議のうえ決定する。

(危険負担)

第 17 条 造林地及び造林木について天災、地変、その他やむを得ない事由による損害については甲は責任を有しないものとする。

(地上権造林木の担保)

第 18 条 甲は、造林に必要な融資を受けるため、必要があるときは、地上権および造林木を担保に供し、または保険契約に基づく権利を質入れすることができるものとし、この場合において乙は、異議を申し立てないものとする。

2 乙は、造林木の持分を処分し、または担保に供してはならない。ただし、相手方が地方公共団体であり、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(造林地の処分)

第 19 条 乙は、造林地を処分しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した書面を提出して、甲の承認を求めなければならない。

(1) 処分しようとする土地。

- (2) 処分の目的。
 - (3) 処分の相手方。
 - (4) 処分の相手方が乙の権利義務を継承する旨の誓約書。
- 2 乙は、前項の処分を終ったときは、その旨を甲に届け出るものとする。

(相続があった場合の処置)

第 20 条 乙の側に相続が行なわれ、数人が、一被相続人の相続人となった場合には、共同相続人は、この契約に関する権利義務の行使に関し、共同相続人を代表するもの 1 名を選定して、その氏名を甲に通知するものとする。

(造林地の使用)

第 21 条 甲は、公用または公益の事業のため必要があるとき、または造林地の経営に支障のないときは、造林地の一部を他の者に使用させることができるものとする。

- 2 前項の場合において有償で使用させたときは、その使用料につき第13条の収益分収の割合で甲、乙が分収するものとする。

(解 約)

第 22 条 甲は、次の各号の 1 に該当する場合には、契約の全部または一部を解約し、または変更することができる。

- (1) 造林地を公用または公益の用に供する必要を生じたとき。
- (2) 災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 第16条の協議がととのわなかったとき。

- 2 前項の規定により解約する場合においては、造林木は適正に評価し、第13条の規定による分収を行なうものとする。

- 3 前項の造林木の評価はこの契約書に添付する評価基準により甲が行なうものとする。

(根株の譲渡)

第 23 条 甲は、地上権消滅後根株の持分を、乙に無償で譲渡するものとする。

(土地の返還)

第 24 条 甲は、地上権が消滅した場合または第22条の規定による解約のときは、土地を原状に復することなく乙に返還するものとする。この場合において乙は異議を申し立てないものとする。

(契約前の原因による異議申立)

第 25 条 造林地に関し、この契約前の原因により、異議を申し立てまたは権利を主張する者がある場合においては、乙においてすべてその責に任ずるものとする。

(乙の住所または身分の変動等)

第 26 条 乙またはその承継人もしくは代理人は、次に掲げる事由が生じた場合は、遅滞なく甲にその旨を通知しなければならない。

- (1) 住所、氏名（法人、団体の場合はその名称または所在地）を変更したとき。
- (2) 死亡または行為能力、その他身分上の変動（法人、団体の場合は解散、合併、廃置、分合または定款の変更）があったとき。

- 2 前項の手続を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。

(紛争の処理)

第 27 条 この契約の履行について甲乙間に紛争が生じたときは、兵庫県知事に申し出て、そのあっせんを受けるものとする。

(管轄裁判所)

第 28 条 この契約について、当事者が民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は、神戸地方裁

判所とする。

(補 則)

第 29 条 この契約の条項に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約を証するため本契約書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通保有する。

平成 年 月 日

甲 地上権者 住所 神戸市中央区中山手通 7 丁目 2 8 番 3 3 号
氏名 社団法人兵庫県森と緑の公社
理 事 長

乙 土地所有者 住所
氏名

評 価 基 準

第 1 標準伐期令以上の立木および未満の立木で市場価格のあるもの

$$\left\{ f_1 \left(\frac{A_1}{1+lr} - B_1 \right) + f_2 \left(\frac{A_2}{1+lr} - B_2 \right) + f_3 \left(\frac{A_3}{1+lr} - B_3 \right) \right\} V$$

f_1 は、素材となる部分の立木材積に対する割合。

f_2 は、薪材となる部分の立木材積に対する割合に薪材 1 石から生産される薪の層積石数または束数を乗じたもの。

f_3 は、炭材となる部分の立木材積に対する割合に炭材 1 石から生産される木炭の俵数を乗じたもの。

A_1 、 A_2 、 A_3 はそれぞれ 1 石の素材、1 層積石もしくは 1 束の薪または、1 俵の木炭の最寄市場における取引価格。

l は、その立木の伐出事業の投下資本の推定回収期間。

r は、伐出事業の推定総資本月収益率。

B_1 、 B_2 、 B_3 はそれぞれ素材 1 石当り、薪 1 層積石もしくは 1 束当りまたは木炭 1 俵当りの伐採、加工、運搬その他もよりの市場において販売するまでに要する経費の合計額。

V は、その立木の材積。

註 1 樹種別および用材薪材別に計算する。

2 標準伐期令とは森林法第 5 条第 2 項第 3 号の標準伐期令とする。

第 2 前号に掲げる立木以外の立木で人工植栽したもの

(1) 11年生以上の立木

$$(Au - C) \times \frac{(i - 10)^2}{(u - 10)^2} + C$$

Au は、その立木が標準伐期令に達したときの推定価格。

i は、現在林令。

u は、その立木が標準伐期令に達したときの林令。

C は、 m を10とし D_1 、 D_2 …… D_m をそれぞれ植栽以後10年間の毎年の造林費を評価時現在の時価に換算した価格とし、 P を年5分5厘の利率とした場合に、(2)に掲げる算式により算出される額

(2) 11年生未満の立木

$$D_1(1+P)^m + D_2(1+P)^{m-1} + \dots + D_m(1+P)$$

m は、現在林令。

D_1 、 D_2 …… D_m は、それぞれ植栽してから現在までの毎年の造林費を評価時現在の時価に換算した価格。

P は、年5分5厘の利率。

註 樹種別、林令別に計算する。

第 3 前2号に掲げる立木以外の立木

$$Au \times \frac{i^2}{u^2}$$

Au は、その立木が標準伐期令に達したときの推定価格。

i は、現在林令。

u は、その立木が標準伐期令に達したときの林令。

註 樹種別、林令別に計算する。

箇所番号	
契約年度	

分収造林一部変更契約書

分収造林一部変更契約書

昭和〇〇年〇月〇日付をもって 社団法人 兵庫県造林公社
と 〇〇〇〇生産森林組合

との間に締結した分収造林契約について、下記のとおりその契約の一部を変更する。

ただし、この変更契約事項以外の内容及び条件は、後記3の分収造林契約書及び分収造林一部変更契約書記載の条項と全部同一とする。

3 契約の状況

当初契約 昭和〇〇年〇月〇日
第1回変更契約 昭和〇〇年〇月〇日
第2回変更契約 平成〇〇年〇月〇日

以上、分収造林一部変更契約の証として本書2通を作成し、当事者

記名捺印のうえ各自1通を保有する。

記

1 変更理由

市町合併に伴う土地表示の変更
分収割合の変更
主伐跡地の再造林

2 変更事項

現契約	変更契約
<p>第2条 〇〇〇</p> <p>第13条 造林による収益分収の割合は、 甲 60%、乙 40%とし収入のつど分収する。 ただし、甲において必要と認めるときは、 材積をもって分収することができるものとす。 第2項～第5項 ― 略 ―</p> <p>第16条 火災その他甲乙の責に帰し得ない事由により、再造林(前条第2項の再造林を除く。)を必要とする場合には、 甲乙協議のうえ決定する。</p>	<p>第2条 〇〇〇</p> <p>第13条 この契約の造林に係る収益は、 甲 80%、乙 20%とし収入のつど分収する。 ただし、甲において必要と認めるときは、 材積をもって分収することができるものとす。 また、社会条件等の著しい変化により、 甲、乙協議することができるものとす。 第2項～第5項 ― 略 ―</p> <p>第16条 火災その他甲乙の責に帰し得ない事由により、再造林(前条第2項の再造林を除く。)を必要とする場合には、 甲乙協議のうえ決定する。 2 本契約により造林木を伐採した場合、 乙の依頼があれば、甲乙協議に基づき 跡地の再造林を実施する。</p>

平成 年 月 日

甲 地上権者 住所 神戸市中央区中山手通七丁目 28 番 33 号

氏名 社団法人 兵庫みどり公社

理事長

乙 土地所有者 住所 〇〇〇

氏名 〇〇〇〇生産森林組合

組合長理事 〇〇 〇〇

社団法人兵庫みどり公社分収造林地の伐採跡地の再造林に係る
純収益分収造林契約書

社団法人兵庫みどり公社(以下「甲」という。)と土地所有者 ○○○○(以下「乙」という。)は、伐採跡地である第1条の土地について、再造林を目的として、以下のとおり純収益分収造林契約を締結する。

(地上権設定の目的)

第 1 条 乙は、その所有にかかる次の土地(以下「造林地」という。)を、甲が樹木(以下「造林木」という。)の植栽及び、伐採収穫による収益の用に供する目的のために、甲の地上権を設定する。

[土地の表示]

兵庫県 ○○市 ○○町 ○○ 字 ○○ ○番○
郡

登記面積 m² 地目

実測面積 ha

(地上権の存続期間)

第 2 条 この契約による地上権の存続期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

ただし、造林木の生育が伐採収穫をなすに至らなかった場合等、第1条の目的の達成上、特に必要があると認める場合は、甲、乙の協議により造林地の全部または一部について、存続期間を延長することができる。

(地上権消滅の場合の措置)

第 3 条 甲は、地上権が消滅した場合には、造林地を現状有姿のままに乙に返還するものとする。

(地上権の設定に伴う対価)

第 4 条 甲の地上権設定に伴う乙への対価は、無償とする。

(地代)

第 5 条 造林地の地代は、無償とする。

(地上権の使用)

- 第 6 条** 甲は、造林地についての甲乙間の平成 年 月 日付分収造林契約(以下「旧契約」という。)により設定された地上権(同契約は、平成 年 月 日付一部変更契約書に基づき一部解約されたが、地上権については除外しており、一部解約後も地上権は、存続している。)に基づいて、造林地を使用する。
- 2 前項の地上権は、旧契約による地上権設定登記により、今後も公示されるものとする。
 - 3 前項の地上権の設定登記に要する費用は甲の負担とする。
 - 4 乙は、甲が行う地上権設定の登記に協力するものとする。

(造林木の植栽)

- 第 7 条** 甲は、この契約に基づいて造林地内に造林木を植栽し、生育させるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず甲は天然下種更新を適当と認めるときは、造林地の全部または一部について天然下種更新ができる。
 - 3 前項の天然下種更新によって生育させる樹木は、これを造林木とみなす。

(費用の負担)

- 第 8 条** 甲、乙は、造林地及び造林地上の造林木に対して、地方公共団体等により、林道等の開設のための費用につき、受益者負担金が課せられ、甲乙双方においてこれを適当と認めた場合には、上記受益者負担金のうち造林地に対して課せられた金額は、乙がこれを負担し、造林木に対して課せられた金額は、甲が第15条本文括弧内の純収益の算出において、同括弧内の経費とする。
- 2 乙は、造林地に係る公租公課を負担するものとする。

(甲の管理業務への協力)

- 第 9 条** 乙は、次の造林地の管理について甲に協力するものとする。
- (1) 火災の予防及び消火に関すること。
 - (2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び排除に関すること。
 - (3) 有害鳥獣及び病虫害の駆除並びにまん延の防止に関すること。
 - (4) 境界標その他標識の保全に関すること。
 - (5) 防火線、巡視道及び林道等の破損防止に関すること。
- 2 乙は、造林地または造林木について、前項第1号から第5号までの被害が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、すみやかに、甲に報告するものとする。

(補助金等の申請及び取得)

- 第 10 条** 造林事業に対する補助金奨励金等は、甲が自己の名義により申請して交付を受けるものとする。
- 2 前項により甲が交付を受けた補助金奨励金等は、第15条本文括弧内の純収益の算出において、同括弧内の経費から控除する。

(形質の変更、土石の採取)

第 11 条 事業実施の必要上甲において造林地の形質を変更することがあっても、乙は異議を申し立てないものとする。

2 乙は、造林地内において、土石の採取等造林地の形質を変更する行為を行なうときは、甲の承認を受けなければならない。

(再造林の協議)

第 12 条 再造林を必要とする場合には、甲乙協議のうえ決定する。

(危険負担)

第 13 条 造林地及び造林木について天災、地変、その他やむを得ない事由による損害については甲は責任を有しないものとする。

(造林地の処分)

第 14 条 乙は、造林地を処分しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した書面を提出して、甲の承認を求めなければならない。

(1) 処分しようとする造林地。

(2) 処分の目的。

(3) 処分の相手方。

(4) 処分の相手方が乙の権利義務を継承する旨の誓約書。

2 乙は、前項の処分を終ったときは、その旨を甲に届け出るものとする。

(造林木の分収)

第 15 条 甲は、この契約について、造林木から純収益(販売収入等から植栽、保育、管理等に要する経費、及び伐採搬出等販売に要する経費を控除したもの)を得た場合は、純収益を上限として乙に純収益の全部又は一部を分収するものとする。

ただし、造林木による純収益の分収割合は、造林木の主伐期の木材価格や労務単価等の動きが不明なことから、造林木の主伐期前において、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

なお、乙は、甲が植栽、保育、管理等に要する経費、及び伐採搬出等販売に要するなど通常の経費を使用することに対して異議を申し立てないものとする。

(造林木の主伐)

第 16 条 造林木の主伐時期及び処分方法は、甲が決定する。

2 甲は、造林地の一部の造林木について、主伐することが適当な場合には、当該一部の造林木を、造林地の残部の造林木に先立ち主伐することができる。

3 前項の場合、主伐された造林木については、前条の規定に従い分収するものとする。

(住所または身分上の変動等のあった場合の措置)

第 17 条 甲及び乙は、住所、氏名、(法人、団体にあつては、その所在地または名称)を変更したときは、相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙(乙の後见人・代理人を含む)は、当事者に行爲能力その他身分上の変更(法人、団体にあつては解散、合併)を生じたときには、相手方に通知するものとする。

(相続があつた場合の処置)

第 18 条 乙につき相続がなされたときは、その相続人が、その住所、氏名を甲に通知するものとする。

2 前項の相続の場合において、数人が相続人となつた場合には、共同相続人は、この契約に関する権利義務の行使について、共同相続人を代表する者を一人選定し、他の相続人の委任状を添えて、前項の規定による通知をするものとする。

(造林木の伐採許可)

第 19 条 甲は、公用または公益の事業のため必要があるとき、または造林地の経営に支障のないときは、第1条の地上権目的の範囲内で、造林地の一部使用及び造林木の伐採を認めることができる。

2 前項の場合において有償で使用させるときの使用料は、甲が決定するものとする。

3 前項の使用料は、第15条本文括弧内の純収益の算出において、同括弧内の経費から控除するものとする。

(解約)

第 20 条 甲、乙は、次に掲げる事項に該当する場合は、造林地の全部または一部について、この契約を解約することができる。

(1) 造林地を公用または公益の用に供するとき。

(2) 災害その他不可抗力により契約の目的を達成することができなくなったとき。

2 前項の規定により解約する場合は、その当時存した造林木について、公用金等が支払われる時は、甲がその金額等の交渉を行い、合意することができる。

3 第1項により造林地の全部または一部が解約された場合、解除された造林地の収入は、本契約における造林地についての第15条本文括弧内の純収益の算出において、同括弧内の経費から控除するものとし、なお残余があれば、同条の規定により分収するものとする。

(根株の譲渡)

第 21 条 本契約が終了した場合、乙は造林地に残存する根株等の造林木の所有権を取得するものとし、甲は乙に対し、上記根株等の造林木についての償金等の請求はできない。

(参考) 本県の公的支援による取組

戦後の木材需要に対応するためにとられた拡大造林政策は、スギ、ヒノキの一斉造林地を出現させ、1962(昭和37)年には兵庫県においても年間植林面積10,875haとなった。

1970年代に入り、高度経済成長とそのひずみは、公害や環境問題を発生させ、環境保全や自然保護の関心を高めることとなり、1990年代になると地球温暖化防止に果たす森林の役割が注目されるなど森林の公益的機能の高度化が求められた。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は材価の低迷等に起因する経営意欲の低下により、間伐が行われない人工林や放置された伐採跡地が広がりつつあった。

一方、日本の森林文化を育んできた里山林も昭和30年代以降の燃料革命や人口流出等により放置され、里山林のもつ諸機能が失われてきたことから、本県では公的支援による森林整備を以下のとおり取り組んでいる。

1 ひょうご豊かな森づくりプラン(H6～H16)

平成6年の第45回全国植樹祭の開催を契機に、森林は県民共通の財産であるとの認識のもと、森林の公益的機能を高度に発揮させ、県民が森林との関わりを実践、実感できる森林整備を県民と行政が一体となって推進する。

(1) 森林整備事業の内容

- ・ 里山林における不用木の伐採などの森林整備、林内歩道の開設などの整備
- ・ 要保育森林を、公社と森林所有者との分収育林により除間伐等の保育作業や作業道の開設等を行う
- ・ 市町と森林所有者との協定を締結した要保育林における長伐期の森林整備

(2) 県民への普及啓発

ひょうご豊かな森づくり憲章の普及や、ひょうご森の祭典の開催、森林ボランティア活動等の推進に取り組む。

2 新ひょうごの森づくり(H14～)

森林は県民共通の財産と位置付け、森林の機能回復を社会全体で進めるため、第1期対策(H14～H23)、第2期対策(H24～R3)、第3期対策(R4～)に取り組んでいる。

(1) 森林管理100%作戦(1期)

45年生以下の人工林において、市町と連携した公的負担により間伐等を推進

(2) 里山林の再生(1期)

集落周辺の広葉樹林等において、自然とのふれあいや環境学習の場等の利活用を重点にした森林整備や遊歩道等の整備を進めてきた

(3) 森林ボランティア育成1万人作戦(1期)

森林ボランティア講座の開催や活動フィールドの情報提供等

(4) 住民参画型里山林再生事業(2期)

地域住民等が行う森林整備活動に資機材費等を支援

(5) 広葉樹林化促進パイロット事業(2期)

人工林を群状に伐採し、跡地に広葉樹を植栽して、将来的に広葉樹林に誘導



広葉樹化促進パイロット整備地

3 災害に強い森づくり (H18～)

平成16年の風水害で、森林をはじめとする緑を整備することの必要性や重要性が強く認識されたことから、県民税均等割の超過課税である「県民緑税」※1を平成18年度から導入して、緊急防災林整備や里山防災林整備など防災機能を高める「災害に強い森づくり」に取り組んでいる。事業は5年を1期として令和3年度からは第4期計画を推進している。

※1 県民緑税 超過税率 (年額) : 個人800円、法人2,000円～80,000円
税収規模 : 年間約24億円

(1) 緊急防災林整備

間伐木を利用した土留工の設置、溪流内の危険木等の除去等

(2) 里山防災林整備

簡易防災施設の整備、管理歩道の開設等

(3) 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備

手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽

(4) 野生動物育成林整備

バッファゾーン (見通しのよい地帯) の整備や広葉樹林の整備等

(5) 住民参画型森林整備

地域住民やボランティア等に対する管理歩道整備にかかる資機材費等

(6) 都市山防災林整備

広葉樹林の本数調整伐、土留工の設置等 (六甲山系が対象)



針葉樹林と広葉樹林の混交林整備



野生動物育成林整備
(バッファゾーン整備)

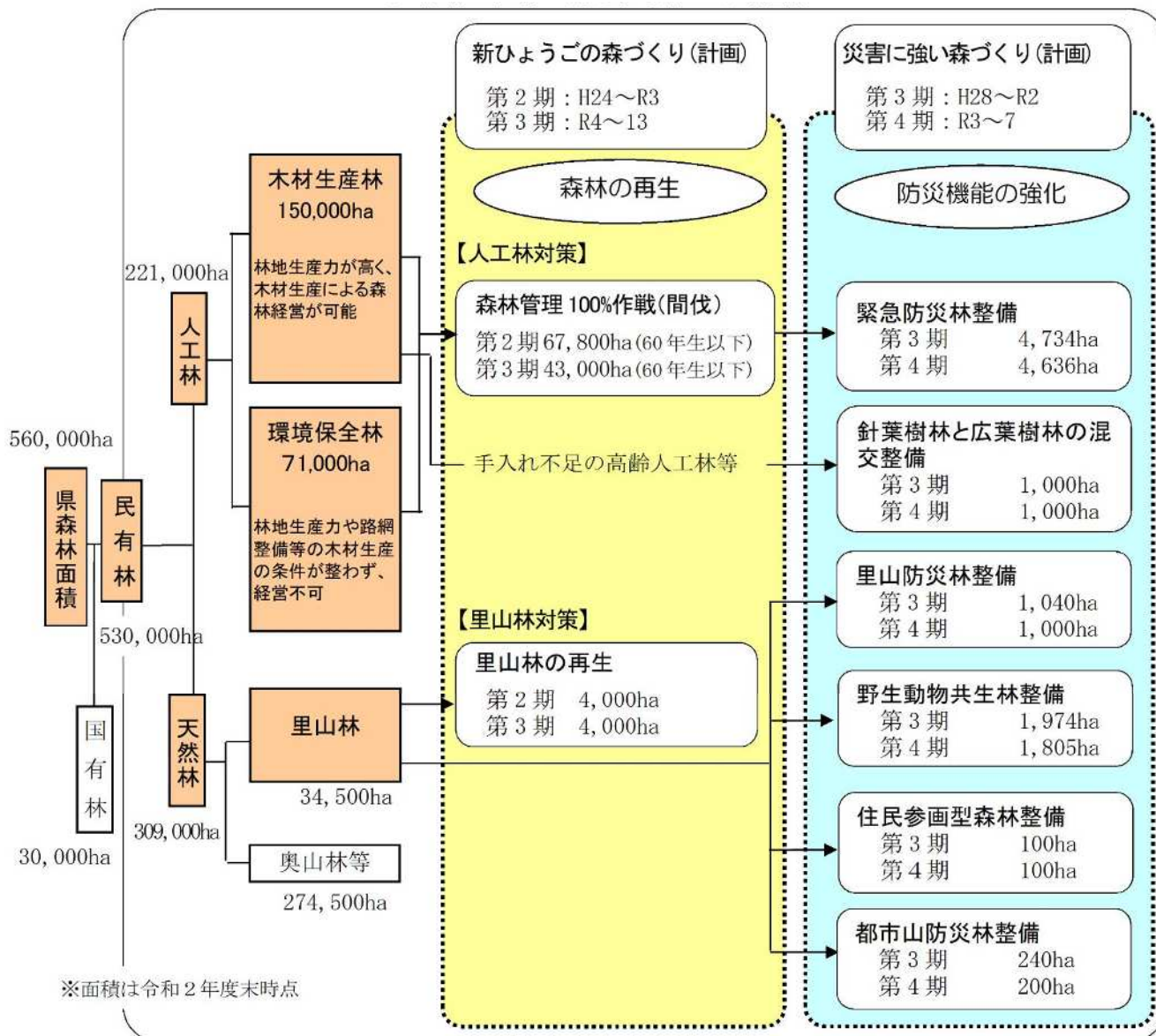


里山防災林整備



都市山防災林整備

森林の区分と対応する森づくり施策



分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条及び第10条第2号の規定に基づき、県事業の実施機関として公益社団法人ひょうご農林機構が実施する分収造林事業（以下「事業」という。）の長期収支や県財政負担への影響分析を行い、それらを踏まえた今後の実施方針等を議論するに当たり、専門的見地からの提言を得るため、分収造林事業のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の長期収支や県財政負担への影響分析
- (2) 事業の実施方針
- (3) その他事業の実施方針に応じた組織体制のあり方等、ひょうご農林機構関係部門の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる8人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(謝金)

第7条 委員（大学教育職以外の県の職員である委員を除く。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産部林務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏 名	主 な 役 職
長谷川 尚 史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
大 住 克 博	鳥取大学農学部名誉教授
前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授
茂木立 仁	弁護士
中 尾 志 都	公認会計士
枅 岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長
福 元 晶 三	宍粟市長
庵 途 典 章	佐用郡佐用町長

分収造林事業のあり方検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、分収造林事業のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第10条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が、委員会に諮って行うものとする。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、会議の6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第4条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年8月31日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の公開又は非公開等の決定の特例)

- 3 この要領の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第2条の規定にかかわらず会議を公開し、第5条の規定にかかわらず傍聴人の定員を10名とする。

(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>分収造林事業のあり方検討委員会委員長 様</p> <p>申込者 住所</p> <p>氏名</p>	